

厚岸町議会 第1回定例会

平成21年3月5日
午前10時00分開会

- 議長（南谷議員） ただいまより平成21年厚岸町議会第1回定例会を続会いたします。

- 議長（南谷議員） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

- 議長（南谷議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番、音喜多議員、2番、堀議員を指名いたします。

- 議長（南谷議員） 日程第2、議案第12号 平成20年度厚岸町一般会計補正予算から議案第21号 平成20年度厚岸町病院事業会計補正予算まで、以上10件を一括議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第12号 平成20年度厚岸町一般会計補正予算から議案第19号 平成20年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算の提案理由を説明させていただきます。
初めに、議案第12号 平成20年度厚岸町一般会計補正予算（6回目）の提案理由を説明させていただきます。
平成20年度厚岸町一般会計補正予算（6回目）でございます。
平成20年度厚岸町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。
第1条第1項、歳入歳出予算の補正でございます。
歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,454万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億1,629万7,000円とする。
第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
2ページ、3ページになります。
第1表でございます。
歳入歳出予算補正であります。記載のとおり、歳入では15款30項、4ページ、5ページになります。歳出では11款25項にわたって、それぞれ2億9,454万9,000円の増額補正でございます。
事項別により説明させていただきます。

11ページをお開き願います。

歳入でございます。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人、756万5,000円の減。2 目法人、1,061万2,000円の減。主に法人税割の減で、平成20年4月から12月までの法人税割の実績値をもとに推計したところでございます。

2 項1 目固定資産税、450万円の減。2 目国有資産等所在市町村交付金、115万4,000円の増。

3 項1 目軽自動車税、25万8,000円の増。

4 項1 目たばこ税、652万1,000円の減。平成20年4月から12月までの実績値をもとに推計したところでございます。

5 項1 目特別土地保有税、1,000円の減。

6 項1 目都市計画税、164万1,000円の増。それぞれ最終調整見込みによる増減でございます。

2 款地方譲与税、1 項1 目1 節地方道路譲与税、191万円の減。

4 款1 項1 目配当割交付金、172万5,000円の減。

5 款1 項1 目株式等譲渡所得割交付金、100万円の減。

6 款1 項1 目1 節地方消費税交付金、1,086万5,000円の減。

8 款1 項1 目1 節自動車取得税交付金、578万8,000円の減。それぞれ交付見込みによる減でございます。

11 款1 項1 目1 節地方交付税、普通交付税3 億8,217万5,000円の増、特別交付税2,000万円の増、計4 億217万5,000円の増となっているところでございます。

13ページをお開き願います。

13 款分担金及び負担金、2 項負担金、1 目民生費負担金、1 節社会福祉費負担金、13万2,000円の減。2 目衛生費負担金、1 節保健衛生費負担金、10万円の減。それぞれ説明欄記載のとおりでございます。3 目農林水産業費負担金、1 節農業費負担金、1,218万2,000円の減。主に道営草地整備改良事業負担金の減でございます。

14 款使用料及び手数料、1 項使用料、2 目民生使用料、1 節社会福祉使用料、3 万1,000円の減。3 目衛生使用料、1 節保健衛生使用料、31万2,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおりでございます。4 目農林水産業使用料、1 節農業使用料、226万1,000円の増。主に牧場使用料、222万2,000円の増でございます。2 節林業使用料、7 万6,000円の減。3 節水産業使用料、1 万3,000円の減。6 目土木使用料、1 節道路橋梁使用料、25万円の増。3 節住宅使用料、104万9,000円の減。それぞれ説明欄記載の町営住宅各団地使用料の減でございます。7 目教育使用料、3 節社会教育使用料、3 万5,000円の減。4 節保健体育使用料、23万3,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

2 項手数料、1 目総務手数料、1 節総務管理手数料、2 万3,000円の減。2 節徴税手数料、13万8,000円の減。3 節戸籍住民登録手数料、54万2,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおりでございます。15ページをお開き願います。3 目衛生手数料、1 節保健衛生手数料、2 万円の増。2 節環境政策手数料、8 万円の減。4 目農林水産業手数料、1 節農業手数料、17万5,000円の増。2 節水産業手数料、1 万7,000円の増。6 目土木手数料、1 節土木管理手数料、2 万円の減。5 節住宅手数料、19万6,000円の減。それぞれ説明欄

記載のとおりでございます。

3項1目1節町費収入、ごみ処理町費収入、14万9,000円の減。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉負担金、389万円の減。保険基盤安定負担金、障害者技術支援給付費負担金の減でございます。2節児童福祉負担金、85万2,000円の減。説明欄記載のとおり、児童手当負担金の増減でございます。2目衛生費国庫負担金、1節保健衛生費負担金、老人保健事業負担金、51万4,000円の減でございます。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金、2,875万2,000円の増。地域活性化緊急安心実現総合対策交付金の交付決定に伴う計上でございます。2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金、82万7,000円の増。主に高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の増でございます。3節高齢者周辺整備事業補助金、10万円の減。4目農林水産業費国庫補助金、2節林業費補助金、62万2,000円の増。美しい森林づくり基盤整備交付金の増でございます。4節防衛施設周辺整備事業補助金、173万4,000円の減。矢臼別演習場農業用地機械導入事業補助金の減でございます。6目土木費国庫補助金、5節住宅費補助金、21万8,000円の増。新規として、優良建築物等整備事業補助金、33万6,000円の計上でございます。公共施設アスベスト調査経費について、補助金の対象となったことに伴う計上でございます。施設といたしましては6施設ございまして、庁舎町民広場、斎場、水産種苗生産センター、厚岸味覚ターミナル、学校管理、公民館管理の6施設となっております。6節防衛施設周辺整備事業補助金、5万8,000円の減。主に太田8番道路整備事業補助金の減でございます。

17ページをお開き願います。

3項委託金、1目総務費委託金、1節総務管理費委託金、9万8,000円の増。2節戸籍住民登録費委託金、29万6,000円の減。4目土木費委託金、1節河川費委託金、793万9,000円の減。別寒辺牛川水系治水砂防施設整備事業委託金の減でございます。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、1節社会福祉負担金、1,189万円の減。主に保険基盤安定負担金の減でございます。2節児童福祉負担金、117万1,000円の減。説明欄記載のとおり、児童手当負担金の増減でございます。2目衛生費道負担金、1節保健衛生費負担金、51万4,000円の減。

2項道補助金、2目民生費道補助金、1節社会福祉補助金、313万3,000円の減。主に重度心身障害者医療費補助金の減でございます。2節児童福祉費補助金、1万2,000円の減。3目衛生費道補助金、1節保健衛生費補助金、287万2,000円の減。主に乳幼児医療費補助金の減。新規として、健康増進事業補助金64万8,000円の増で、国庫負担金、道負担金、老人保健事業費負担金からの組み替えでございます。4目農林水産業費道補助金、1節農業費補助金、44万円の減。3節林業費補助金、171万1,000円の増。主に造林事業補助金の増でございます。4節林業費交付金、41万4,000円の減。6目土木費道補助金、1節土木費補助金、30万円の減。既存住宅耐震改修事業補助金の減でございます。

3項委託金、1目総務費委託金、1節総務管理費委託金、1,000円の増。2節徴税费委託金、34万1,000円の減。3目衛生費委託金、2節環境政策費委託金、6,000円の増。19ページをお開き願います。4目農林水産業費委託金、1節農業費委託金、13万円の減。6目土木費委託金、3節住宅費委託金、4万1,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり

でございます。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1節土地建物貸付金、7万6,000円の減。2目1節利子及び配当金、137万9,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、1節土地売払収入、109万3,000円の増。床潭65番18ほか1筆でございます。2節その他不動産等売払収入、103万9,000円の減。主に立木売払代の減でございます。2目1節生産物売払収入、72万8,000円の増。主に椎茸売払代86万3,000円の増でございます。

18款1項寄附金、1目1節一般寄附金、15万円の増。ふるさと納税15万円の増でございます。

21款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1節延滞金、14万2,000円の減。

2項預金利子、1目町預金利子、1節預金利子、43万8,000円の増。

4項受託事業収入、1目1節交通災害共済受託事業収入、1万4,000円の減。3目農林水産業費受託事業収入、1節農業費受託事業収入、83万5,000円の減。4目土木費受託事業収入、1節住宅費受託事業収入、7,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおりでございます。5目衛生費受託事業収入、1節保健衛生費受託事業収入、186万1,000円の増。後期高齢者医療広域連合受託事業収入の増でございますが、計上科目、雑入からの振り替えによるものでございます。

21ページをお開き願います。

6項3目3節雑入、265万8,000円の減。主に高額療養費公費負担金394万6,000円の減、雑品売払代287万4,000円の増、ほか説明欄記載のとおりでございます。

23ページをお開き願います。

22款1項町債、4目農林水産業債、1節農業債、3,730万円の減。2節林業債、510万円の減。6目土木債、2節道路橋梁債、70万円の減。8目教育債、2節小学校債、160万円の減。それぞれ、減額は説明欄記載のとおりでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

25ページ、歳出でございます。

1款1項1目議会費、53万6,000円の減。内容は、説明欄記載のとおり計数整理でございます。

27ページ。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、130万5,000円の増。主に庁舎町民広場の光熱水費の増でございます。2目簡易郵便局費、5,000円の増。29ページ。3目職員厚生費、63万6,000円の減。主に職員福利厚生、健康管理、健康診断委託料66万3,000円の減。その他、説明欄記載のとおり計数整理でございます。4目情報化推進費、151万3,000円の増。主に総合行政情報システム業務処理委託料、140万3,000円の増でございます。31ページ。5目交通安全防犯費、17万4,000円の減。6目行政管理費、24万8,000円の減。33ページ。7目文書広報費、5万6,000円の減。内容は、それぞれ説明欄記載のとおり計数整理でございます。8目財政管理費、3億1,230万円の増。36ページになりますが、説明欄記載のとおり、主に財政調整基金1億5,000万円の増、減債基金1億5,000万円の増、地域づくり推進基金1,200万円の増で、計3億1,200万円で、平成20年度当初予算におき

まして、6億2,720万円の取り崩しを行った各基金への積み戻しを行うものでございます。10目企画費、15万3,000円の減。37ページ。11目財産管理費、2,000円の増。12目車両管理費、2万4,000円の増。内容は、それぞれ説明欄記載のとおり計数整理でございます。

2項徴税費、1目賦課納税費、281万1,000円の減。40ページになります。主に町税収納、町税収入払戻金248万3,000円の減でございます。

3項1目戸籍住民登録費、6万3,000円の増。

41ページになります。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費、24万2,000円の減。

5項統計調査費、1目統計調査総務費、5,000円の減。

43ページになります。

6項1目監査委員費、12万1,000円の減。内容は、それぞれ説明欄記載のとおり計数整理でございます。

45ページ。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、7,481万1,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおりでございますが、主に47ページ、国民健康保険特別会計繰出金7,597万3,000円の増でございます。2目心身障害者福祉費、348万円の減。47ページから52ページにわたりますが、主に48ページ、障害者・児補装具給付140万1,000円の減。主に電動車いすの支給実績95万800円がなかったことによる減でございます。50ページ。障害者介護訓練等給付、122万6,000円の減でございます。主に扶助費、介護給付費86万8,000円の減、ほか給付実績の全体的な減によるものでございます。51ページ。3目心身障害者特別対策費、991万円の減。主に扶助費、重度心身障害者医療費の減でございます。4目老人福祉費、1,275万6,000円の減。51ページから58ページにわたりますが、主に56ページ、老人保健特別会計繰出金79万1,000円の減、介護保険特別会計繰出金232万8,000円の減、介護サービス事業特別会計繰出金982万5,000円の減、特別養護老人ホーム心和園整備事業入所施設186万9,000円の増、同じく短期入所施設476万4,000円の減、ともに事業確定による増減でございます。57ページ。5目後期高齢者医療費、71万6,000円の増。後期高齢者医療特別会計繰出金の増でございます。7目自治振興費、1万円の減。8目社会福祉施設費1万3,000円の増。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、93万7,000円の減。60ページにわたりますが、主に子育て支援事業、次世代育成出産祝い金65万円の減、妊婦健康診査通院費助成20万円の減でございます。2目児童措置費、319万円の減。62ページになりますが、児童手当の増減でございます。4目児童福祉施設費、71万4,000円の減。主に真竜保育所、宮園保育所、臨時職員賃金の減、64ページになりますが、厚岸保育所光熱水費の減、子育て支援センター臨時職員の賃金の減でございます。5目児童館運営費、10万5,000円の増。内容は、それぞれ説明欄記載のとおり計数整理でございます。

67ページになります。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目衛生予防費、3,000円の減。2目健康づくり費、481万1,000円の減。主に老人保健健康診査委託料67万5,000円の減、70ページ、がん予防保健196万円の減、特定健康診査等委託料159万2,000円の減でございます。71ページになります。3目墓地火葬場費、9万7,000円の減。4目水道費、35万1,000円の増。簡易水道

事業特別会計繰出金の増でございます。5目病院費、1,105万2,000円の増。病院事業会計負担金の増でございます。73ページになります。6目乳幼児医療費、711万4,000円の減。主に乳幼児医療費711万7,000円の減でございます。

2項環境政策費、1目環境対策費、468万円の増。環境保全積立金480万円でございます。主に当初予算におきまして、440万円の取り崩しを行った同基金へ積み戻しを行うものでございます。2目水鳥観測館運営費、6万5,000円の減。75ページになります。3目廃棄物対策費、14万8,000円の増。4目ごみ処理費、152万円の減。主にごみ処理場管理、78ページになりますが、燃料費121万円の減でございます。一般廃棄物最終処分場整備事業20万円の減、ごみ焼却処理場整備事業42万5,000円の減。それぞれ事業確定に伴う減でございます。5目し尿処理費、89万3,000円の減。主に燃料費88万6,000円の減でございます。

81ページ。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、財源内訳補正でございます。2目農業振興費、169万9,000円の減。主に農業経営基盤強化基金利子補給79万円の減、町営牧場管理施設整備事業87万1,000円の減。事業費確定に伴うものでございます。3目畜産業費、179万4,000円の減。主に矢臼別演習場周辺農業用機械等整備事業確定による減でございます。83ページ。4目農道費、461万8,000円の減。主に道営別寒辺牛地区道路整備事業確定による減でございます。5目農地費、4,708万7,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおりでございますが、主に86ページ、道営厚岸第2地区公共牧場整備事業ほか2事業費の確定による減でございます。6目牧野管理費、358万8,000円の減。88ページにわたりますが、主に臨時職員賃金152万3,000円の減。その他、説明欄記載のとおり計数整理でございます。7目農業施設費、114万4,000円の減。主に農業農村活性化施設臨時職員賃金31万6,000円の減、燃料費33万5,000円の減、90ページになりますが、光熱水費16万6,000円の減、農業農村活性化施設整備事業23万2,000円、これは、整備事業の事業確定に伴う減でございます。8目農業水道費、2,000円の減。9目堆肥センター費、441万8,000円の減。主に90ページになりますが、資材購入のうち堆肥水分調整剤、バークダスト355万9,710円の減で、その他につきましては、それぞれ説明欄記載のとおり計数整理でございます。

2項林業費、1目林業総務費、1万9,000円の増。説明欄記載のとおりでございます。2目林業振興費、126万1,000円の減。94ページにわたりますが、主に森林管理道片無去第2線開設事業123万5,000円の減、事業確定に伴うものでございます。3目造林事業費、223万6,000円の減。主に造林事業完了に伴う減でございます。4目林業諸費、38万6,000円の減でございます。説明欄記載のとおり計数整理でございます。95ページになります。5目特用林産振興費、2万8,000円の増。主に臨時職員賃金及び燃料費の減、98ページになります。菌床製造材料購入479万3,000円の増でございます。

3項水産業費、1目水産業総務費、14万6,000円の減。2目水産振興費、185万9,000円の減。98ページから100ページにわたりますが、主に昆布漁場改良事業120万2,000円の減。その他、説明欄に記載のとおり各種事業の計数整理でございます。101ページ。3目漁港管理費、6万4,000円の増。4目漁港建設費、3,000円の減。5目養殖事業費、29万7,000円の減。カキ種苗センター、これは102ページになります。主に調査費12万7,000円、臨時職員賃金58万3,000円の減、104ページになりますが、事業費、燃料費32万円、修繕料36

万6,000円の減、委託料、施設保守点検委託料80万円の増となっているところでございます。6目水産施設費、42万6,000円の減。主に漁村環境改善総合センター、燃料費26万2,000円の減のほか、それぞれ説明欄記載のとおり、主に計数整理でございます。

107ページになります。

6款1項商工費、1目商工総務費、3万8,000円の減。2目商工振興費、35万9,000円の減。説明欄記載のとおり計数整理でございます。3目食文化振興費、946万7,000円の増。110ページになりますが、主に厚岸味覚ターミナルに対する経営補助金で、1,000万円を計上するものでございます。4目観光振興費、2万7,000円の減。111ページになります。5目観光施設費、6万5,000円の減。内容は、それぞれ説明欄記載のとおり、主に計数整理でございます。

115ページになります。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、1万6,000円の減。3目土木用地費、9万9,000円の減。4目地積調査費、8万8,000円の減。

117ページになります。

2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費、14万9,000円の増。内容は、それぞれ説明欄記載のとおり、主に計数整理でございます。2目道路新設改良費、103万7,000円の減。120ページにわたりますが、説明欄記載のとおり、各道路整備事業の計数整理でございます。121ページ。3目除雪対策費、2,008万円の増。説明欄記載のとおり、除雪経費の増額でございます。本年2月の降雪による除排雪経費が増嵩したため、今後の降雪に備えまして経費の追加措置を行うものでございます。

3項河川費、1目河川総務費、793万9,000円の減。別寒辺牛川治水砂防施設整備事業の事業確定に伴う減でございます。

123ページ。

4項都市計画費、1目都市計画総務費、1万8,000円の減。3目下水道費、464万6,000円の減。下水道事業特別会計繰出金の減でございます。

5項公園費、1目公園管理費、6,000円の減。2目公園事業費、旅費、需用費の組み替えでございます。それぞれ説明欄記載のとおり、主に計数整理でございます。

125ページになります。

6項住宅費、1目建築総務費、63万5,000円の減。主に住宅耐震改修工事補助金60万円の減でございます。2目住宅管理費、59万2,000円の減。127ページになります。3目住宅建設費、3万6,000円の減。

129ページ。

8款1項消防費、1目常備消防費、53万3,000円の減。説明欄記載のとおり、釧路東部消防組合負担金の減でございます。2目災害対策費、3万7,000円の減。それぞれ計数整理でございます。

131ページ。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、2万4,000円の増。2目事務局費、69万円の増。主に厚岸新設校開校記念事業協賛会への補助金100万円の計上でございます。3目教育振興費、23万4,000円の減。4目教員住宅費、2万2,000円の増。133ページになります。5目就学奨励費、200万円の増。奨学基金積立金の増でございます。6目スクー

ルバス管理費、41万5,000円の減。

135ページになります。

2項小学校費、1目学校運営費、252万5,000円の減。135ページから140ページにわたりますが、内容は、それぞれ説明欄記載のとおり計数整理となっております。2目学校管理費、89万4,000円の増。主に学校管理修繕料の増でございます。141ページ。3目教育振興費、52万4,000円の減。143ページ。4目学校建設費、24万2,000円の減。

3項中学校費、1目学校運営費、65万1,000円の増。145ページ、2目学校管理費、29万6,000円の増。147ページ。3目教育振興費、3,000円の減。それぞれ計数整理でございます。

149ページ。

5項社会教育費、1目社会教育総務費、16万9,000円の減。2目生涯学習推進費、61万円の増。主に152ページ、生涯学習施設備品購入費の増でございます。3目公民館運営費、13万6,000円の減。内容は、それぞれ説明欄記載のとおり、主に計数整理でございます。153ページ。4目文化財保護費、2万3,000円の減。5目博物館運営費、26万5,000円の減。158ページにわたりますが、計数整理でございます。6目情報館運営費、58万6,000円の増。主に厚岸情報館備品購入費の増でございます。

159ページ。

6項保健体育費、1目保健体育総務費、3,000円の減。2目社会体育費、106万7,000円の減。主に体育施設燃料費、35万9,000円の減。162ページ、スポーツ振興助成、26万8,000円の減でございます。3目温水プール運営費、99万円の増。主に修繕料の増でございます。4目学校給食費、8万6,000円の減。166ページにわたりますが、内容は、それぞれ説明欄記載のとおり、主に計数整理でございます。

167ページ。

11款1項公債費、1目元金、財源内訳補正でございます。2目利子、331万5,000円の減。一時借入金の減でございます。

169ページ。

12款1項1目給与費、248万5,000円の減。内容は、それぞれ説明欄記載のとおり、主に計数整理でございます。

以上で歳出の説明を終了させていただきます。

恐れ入ります、1ページへお戻り願います。

第2条、繰越明許費でございます。

地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」によるものでございます。

6ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費でございます。

下記の子算を平成20年度から平成21年度へ繰り越すものでございます。

7款土木費、3項河川費、事業名、別寒辺牛川水系治水砂防施設整備事業、金額6,310万8,000円でございます。

恐れ入ります、再び1ページへお戻り願います。

3条、債務負担行為の補正でございます。

債務負担行為の廃止、変更は、「第3表 債務負担行為補正」によるものでございます。
7ページをお開き願います。

第3表、債務負担行為補正。

廃止でございます。

小規模商工業者設備近代化資金利子補給に関する債務負担、それを廃止するものでございます。

次に、変更でございます。

農業経営基盤強化基金利子補給に関する債務負担、限度額を211万4,000円に変更。

漁業近代化基金利子補給に関する債務負担、限度額を127万3,000円に変更。それぞれ期間については変更はございません。

次ページに調書がございますので、ご参照願いたいと思います。

以上で議案第12号 平成20年度厚岸町一般会計補正予算の説明を終了させていただきます。

次に、議案第13号 平成20年度国民健康保険特別会計補正予算の説明に移らさせていただきます。

平成20年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算（3回目）でございます。

平成20年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,932万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億5,759万6,000円とする。

第2条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開き願います。

第1表でございます。

歳入歳出予算補正でございます。歳入では9款12項、歳出では8款17項にわたって、それぞれ1,932万2,000円の減額補正でございます。

事項別により説明させていただきます。

6ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、8,004万9,000円の減。
2目退職被保険者等国民健康保険税、110万9,000円の減でございます。それぞれ主に滞納繰越分でございますが、当初予算におきまして、滞納繰越分につきましては60%の徴収率を見込んでおったところでございますけれども、最終補正におきましての徴収率にして計上しているものでございます。

なお、当初予算におきまして、後期高齢者支援金等分について医療給付費に合算し計上していたところでございますが、この補正において、それぞれ組み替えを行っているところでございます。

3款分担金及び負担金、2項負担金、1目1節保健事業費負担金、69万1,000円の減。
主にがん検診負担金の減でございます。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、1節現年度分、1,192万

円の増。療養給付費等負担金の一部算定方法の変更による増でございます。3目1節特定健康診査等負担金、16万7,000円の減。主に受診者数が当初見込みより下回ったものによる減でございます。

2項国庫補助金、1目1節財政調整交付金、739万4,000円の増。5款1項1目療養給付費等交付金、1節現年度分、1,210万4,000円の増。それぞれ一部算定方法変更等による増でございます。

6款1項1目前期高齢者交付金、920万5,000円の減。交付金の確定に伴う減でございます。

7款道支出金、1項道負担金、2目1節特定健康診査等負担金、16万7,000円の減。主に受診者数が当初見込みを下回ったことによる減でございます。

2項道補助金、2目1節財政調整交付金、951万7,000円の増。それぞれ一部算定方法の変更等による増でございます。

9款1項共同事業交付金、1目1節高額医療費共同事業交付金、123万1,000円の増。2目1節保険財政共同安定化事業交付金、4,632万2,000円の減。国保連合会の当期町負担見込み変更に伴う減でございます。

8ページ。

10款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金、7,597万3,000円の増でございます。収入不足分に係る補てん分の繰入金増でございます。

12款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目一般被保険者延滞金、27万円の増。2目退職被保険者等延滞金、2万3,000円の増。

3項雑入、1目一般被保険者第三者納付金、1節賠償金、43万8,000円の増。3目一般被保険者返納金、1節返納金、49万4,000円の減。5目1節雑入、1万2,000円の増。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

10ページをお開き願います。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、9万9,000円の増。国民健康保険等管理システム修正委託料の増でございます。この内容につきましては、口座振替移行システムの改修に伴うものでございます。

2項徴税费、1目賦課徴収費、2万2,000円の減。

3項1目運営協議会費、3万9,000円の減。

4項1目趣旨普及費、9,000円の減。

12ページになります。

5項1目特別対策事業費、6万6,000円の減でございます。

14ページになります。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、58万1,000円の減。2目退職被保険者等療養給付費、1,474万9,000円の減。3目一般被保険者療養費、10万8,000円の減。4目退職被保険者等療養費、12万9,000円の減。それぞれ医療費見込みの減によるものでございます。5目審査支払手数料、8万8,000円の増。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、670万円の増。16ページになります。2目退職被保険者等高額療養費、4万3,000円の増。それぞれ高額療養費見込みの増加に

よるものでございます。

3 項移送費、1 目一般被保険者移送費、2 目退職被保険者等移送費、それぞれ財源内訳補正でございます。

4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金、367万円の減。出産見込み減によるものでございます。

5 項葬祭諸費、1 目葬祭費、51万円の減。後期高齢者医療制度への移行に伴う被保険者減によるものでございます。

18ページ。

3 款 1 項 1 目後期高齢者支援金等、1 目後期高齢者支援金、4 万9,000円の減。支援金の額の確定に伴う減でございます。

20ページ。

4 款 1 項前期高齢者納付金等、1 目前期高齢者納付金、財源内訳補正でございます。

22ページでございます。

5 款 1 項老人保健拠出金、1 目老人保健医療費拠出金、305万4,000円の減。2 目老人保健事務費拠出金、1,000円の減。それぞれ拠出金の額の確定に伴う減でございます。

24ページ。

6 款 1 項 1 目介護納付金、51万4,000円の減。納付金の額の確定に伴う減でございます。

26ページ。

7 款 1 項共同事業拠出金、1 目高額医療費拠出金、61万4,000円の減。2 目保険財政共同安定化事業拠出金、321万2,000円の増。国保連合会の町費負担見込み額の変更による増でございます。

28ページ。

8 款 1 項 1 目特定健康診査等事業費、241万1,000円の減。

2 項保健事業費、1 目保健衛生普及費、293万8,000円の減。それぞれ健康診査受診者数の減による委託料の減によるものでございます。

以上をもちまして、議案第13号 平成20年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第14号 平成20年度簡易水道事業特別会計補正予算の説明に移らせていただきます。

平成20年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算（2回目）でございます。

平成20年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条第 1 項、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,871万3,000円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開き願います。

第 1 表でございます。

歳入歳出予算補正であります。歳入歳出とも 3 款 3 項にわたって、それぞれ37万4,000円の増額補正でございます。

事項別により説明させていただきます。

4 ページをお開き願います。

歳入でございます。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目1 節水道費分担金、7,000円の増。

2 款使用料及び手数料、2 項手数料、1 目水道手数料、1 節給水工事手数料、1 万6,000円の増。

5 款繰入金、1 項1 目1 節一般会計繰入金、35万1,000円の増でございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

6 ページをお開き願います。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、2 万4,000円の減。

8 ページになります。

2 款水道費、1 項1 目水道事業費、39万8,000円の増。主に簡易水道施設消耗品費の増でございます。

10ページになります。

4 款1 項公債費、2 目利子、財源内訳補正でございます。

以上をもちまして、議案第14号 平成20年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第15号 平成20年度老人保健特別会計補正予算の説明に移らせていただきます。

平成20年度厚岸町老人保健特別会計補正予算（3回目）でございます。

平成20年度厚岸町老人保健特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1 条第1 項、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,828万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1 億1,977万5,000円とする。

第2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1 表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開き願います。

第1 表でございます。

歳入歳出予算補正でございます。歳入では5 款5 項、歳出では4 款4 項にわたり、それぞれ2,828万2,000円の減額補正でございます。

事項別により説明させていただきます。

4 ページをお開き願います。

歳入でございます。

1 款1 項支払基金交付金、1 目医療費交付金、1 節現年度分、1,955万8,000円の減。それぞれ医療給付費、医療費支給費の減でございます。2 目1 節審査支払手数料交付金、9 万1,000円の減。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、2 目医療費負担金、1 節現年度分、739万5,000円の減。それぞれ医療給付費、医療費支給費の減でございます。2 節過年度分、100万1,000円の増。医療給付費の増でございます。

3 款道支出金、1 項道負担金、2 目医療費負担金、1 節現年度分、197万9,000円の減。それぞれ医療給付費、医療費支給費の減でございます。

4 款繰入金、1 項 1 目 1 節一般会計繰入金、79万1,000円の減。主に医療給付費の減に伴い減額するものでございます。

5 款諸収入、1 項雑入、1 目第三者納付金、1 節賠償金、1,000円の減。2 目 1 節返納金、53万2,000円の増。

以上で歳入の説明を終わります。

6 ページをお開き願います。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、1 万9,000円の減。

2 款 1 項医療諸費、1 目医療給付費、2,751万3,000円の減。医療給付費の減でございます。2 目医療費支給費、67万円の減。3 目審査支払手数料、8万円の減。

10ページ。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付金、1 目償還金、12ページ、4 款 1 項 1 目予備費、ともに財源内訳の補正でございます。

以上をもちまして、議案第15号 平成20年度厚岸町老人保健特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第16号 平成20年度下水道事業特別会計補正予算でございます。

平成20年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算（4回目）でございます。

平成20年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ334万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億589万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開き願います。

第1表でございます。

歳入歳出予算補正でございますが、歳入では4款4項、歳出では1款2項にわたり、それぞれ334万4,000円の減額補正でございます。

事項別によりご説明させていただきます。

5 ページをお開き願います。

歳入でございます。

1 款分担金及び負担金、2 項負担金、1 目 1 節下水道費負担金、240万2,000円の増。説明欄記載のとおりでございます。

5 款繰入金、1 項 1 目 1 節一般会計繰入金、464万6,000円の減でございます。

6 款諸収入、1 項 1 目 1 節雑入、40万円の減。

7 款 1 項町債、1 目下水道債、70万円の減。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

7 ページをお開き願います。

歳出でございます。

1 款下水道費、1 項下水道管理費、1 目一般管理費、31万6,000円の減。説明欄記載のとおりでございます。2 目管渠管理費、95万8,000円の減。3 目処理場管理費、34万8,000円の減。ともに光熱水費の減が主な内容でございます。4 目普及促進費、23万8,000円の減。

9 ページになります。

2 項下水道事業費、1 目公共下水道事業費、148万4,000円の減。説明欄記載のとおりでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

1 ページへお戻り願いたいと思います。

第2条、債務負担行為の補正でございます。

債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

3 ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正。

変更でございます。

水洗化等改造工事資金利子補給に関する債務負担。期間を平成21年度から平成24年度に変更し、限度額を3万9,000円に変更するものでございます。

債務負担行為に関する調書、補正、変更につきましては、記載のとおりでありますので、ご参照願いたいと思います。

以上をもちまして、議案第16号 平成20年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第17号 平成20年度介護保険特別会計補正予算でございます。

平成20年度厚岸町介護保険特別会計補正予算（3回目）でございます。

平成20年度厚岸町介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,420万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4,027万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開き願います。

第1表でございます。

歳入歳出予算の補正でございます。歳入では8款11項、歳出では5款10項にわたり、それぞれ2,420万2,000円の増額補正でございます。

事項別に説明させていただきます。

6 ページをお開き願います。

歳入でございます。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第1号被保険者介護保険料、1 節現年度分、495万円の減。2 節滞納繰越分、13万2,000円の増。

2 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目1 節地域支援事業負担金、20万円の減。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目1 節介護給付費負担金、283万円の増。主に居宅介護サービス給付の増でございます。

2 項国庫補助金、1 目 1 節財政調整交付金、86万5,000円の増。5 目 1 節介護保険事業費補助金、64万6,000円。新規の計上でございます。7 目 1 節地域支援事業交付金、29万5,000円の減。8 目 1 節介護従事者処遇改善臨時特例交付金、682万2,000円。新規として、これは国の第2次補正によりますが、介護従事者の処遇改善のため、介護報酬改定に伴う介護保険料の上昇を抑制するための経費として交付されるもので、平成20年度中に基金を積み立てるための財源として計上するものでございます。

4 款 1 項支払基金交付金、1 目 1 節介護給付費交付金、118万2,000円の減。2 目 1 節地域支援事業支援交付金、38万3,000円の減。

5 款道支出金、1 項道負担金、1 目 1 節介護給付費負担金、59万5,000円の増。主に居宅介護サービス給付費の増でございます。

2 項道補助金、3 目 1 節地域支援事業交付金、14万8,000円の減。

6 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目 1 節利子及び配当金、3万7,000円の増。

7 款繰入金、1 項 1 目 1 節一般会計繰入金、232万8,000円の増。

2 項基金繰入金、1 目 1 節介護給付費準備基金繰入金、1,683万9,000円の増。給付費推計の増による保険料不足分への繰り入れでございます。2 目介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金、1 節第1号被保険者保険料軽減分繰入金、50万円の増。介護保険事務処理システム修正委託料に対する基金からの繰り入れでございます。

8 ページ。

9 款諸収入、2 項 3 目 1 節雑入、認定審査会共同設置費負担金、23万4,000円の減。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

10ページをお開き願います。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、267万2,000円の増。介護保険システム修正委託料の増でございます。

2 項徴収費、1 目賦課徴収費、17万2,000円の減。

3 項 1 目介護認定審査会費、48万3,000円の減。

5 項 1 目計画策定委員会費、7万2,000円の減。

12ページになります。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費、2,644万9,000円の増。居宅介護サービス年度内給付費確保のための増額計上でございます。2 目施設介護サービス給付費、1,207万9,000円の減。施設介護サービスの執行状況を勘案しての減額計上でございます。5 目居宅介護サービス計画費、90万円の増。居宅サービス給付の増加に伴う計上でございます。6 目審査支払手数料、2万円の増。

2 項 1 目高額介護サービス費、200万円の増。遡及給付請求の増に伴う年度内給付確保のための増額計上でございます。

14ページでございます。

4 款地域支援事業費、1 項介護予防事業費、1 目介護予防特定高齢者施策事業費、114万7,000円の減。主に介護予防特定高齢者施策、介護予防事業委託料31万8,000円、生活機能評価委託料77万5,000円の減でございます。2 目介護予防一般高齢者施策事業費、8万6,000円の減。

2項包括的支援事業任意事業費、1目包括的支援事業等事業費、20万1,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおりでございます。2目任意事業費、46万円の減。17ページ、主に配食サービス事業負担金の減でございます。

18ページ。

5款1項1目介護給付費準備基金費、3万8,000円の増。基金利子の積み立てでございます。

20ページになります。

6款1項1目介護従事者処遇改善臨時特例基金費、682万3,000円の増。皆増でございます。なお、この基金に関しましては、歳入、3款国庫補助金、8目介護従事者処遇改善臨時特例交付金を財源として積み立てるものでございます。

以上をもちまして、議案第17号 平成20年度厚岸町介護保険特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第18号 平成20年度介護サービス事業特別会計補正予算でございます。

平成20年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算（2回目）でございます。

平成20年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ168万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,230万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開き願います。

第1表でございます。

歳入歳出予算補正でございます。歳入では4款5項、歳出では1款2項にわたって、それぞれ168万1,000円の減額補正でございます。

事項別により説明させていただきます。

4ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款サービス収入、1項介護給付費収入、1目居宅介護サービス費収入、1節通所介護費収入、680万9,000円の増。2節訪問入浴介護費収入、40万9,000円の増。3節短期入所生活介護費収入、151万1,000円の増。年間利用者見込み増によるものでございます。

2目1節施設介護サービス費収入、61万3,000円の増。施設サービス費見込み増によるものでございます。

3項1目1節自己負担金収入、164万7,000円の減で、説明欄記載のとおりでございます。

7款1項寄附金、1目サービス事業費寄附金、2節施設サービス事業費寄附金、18万4,000円の増。

8款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金、982万5,000円の減でございます。

9款諸収入、1項1目雑入、1節実費収入、3万5,000円の増。2節雑入、23万円の増。主に生きがい活動支援通所事業55万円の増、説明欄に記載のとおりでございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

6 ページをお開き願います。

歳出でございます。

1 款サービス事業費、1 項居宅サービス事業費、2 目通所介護サービス事業費、36万6,000円の増。8 ページになります。3 目訪問入浴介護サービス事業費、19万7,000円の減。10ページになります。4 目短期入所生活介護サービス事業費、23万7,000円の減。7 目包括的支援事業費、6 万8,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

2 項施設サービス事業費、1 目施設介護サービス事業費、154万5,000円の減。主に超過勤務手当100万円の減、13ページになりますが、施設介護サービス燃料費88万1,000円の減。その他、説明欄記載のとおり計数整理でございます。

以上をもちまして、議案第18号 平成20年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第19号 平成20年度後期高齢者医療特別会計補正予算の説明に移らせていただきます。

平成20年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算（2 回目）でございます。

平成20年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1 条第1 項、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,530万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1 億114万8,000円とする。

第2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1 表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開き願います。

第1 表でございます。

歳入歳出予算補正でございますが、歳入では3 款3 項、歳出では2 款3 項にわたって、それぞれ1,530万4,000円の減額補正でございます。

事項別によりご説明させていただきます。

4 ページをお開き願います。

歳入でございます。

1 款1 項後期高齢者医療保険料、1 目特別徴収保険料、1 節現年度分、2,560万1,000円の減。当初予算において、約1,200人分の加入を見込んで推計していたところでございますが、加入者の減及び軽減措置等制度改正による減が主な内容でございます。2 目普通徴収保険料、1 節現年度分、951万5,000円の増。年金天引きからの口座振替等制度改正に伴う普通徴収への切り替え等によるものが主な内容でございます。

3 款繰入金、1 項1 目1 節一般会計繰入金、71万6,000円の増。

5 款諸収入、3 項3 目1 節雑入、6 万6,000円の増。後期高齢者医療広域連合でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

6 ページをお開き願います。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、116万7,000円の増。主に後期高齢者

医療管理システム修正委託料の増でございます。

2 項 1 目徴収費、2 万円の増でございます。

8 ページでございます。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金、1,649万1,000円の減。後期高齢者医療広域連合保健基盤安定負担金、保険料軽減分にかかわる納付金の減でございます。

以上をもちまして、議案第12号 平成20年度厚岸町一般会計補正予算から議案第19号 平成20年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

大変雑駁な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） 続きまして、議案第20号 平成20年度厚岸町水道事業会計補正予算（2回目）について説明申し上げます。

第1条、総則。

平成20年度水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量の補正でございます。

年間総排水量につきましては、1万9,139^mの減で、132万1,255^mとするものでございます。

一日平均給水量につきましては、53^mの減で、3,619^mとするものでございます。

主な建設改良事業につきましては、メーター設備事業を72万2,000円増額し、3,700万2,000円とするものでございます。

第3条、収益的収入及び支出の補正でございます。

収入につきましては、1款水道事業収益、1項営業収益では1,293万6,000円を減額し、2億3,009万円とするものでございます。

2項営業外収益では22万5,000円を増額し、743万9,000円とするものでございます。

支出につきましては、1款水道事業費用、1項営業費用では588万9,000円を増額し、2億966万3,000円とするものでございます。

2項営業外費用では74万3,000円を減額し、4,119万1,000円とするものでございます。

第3条の収益的収入及び支出の補正内容につきましては、6ページからの補正予算説明書により説明申し上げます。

6ページをごらん願います。

初めに収益的収入でございます。

1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益では1,293万6,000円の減額であります。一般用を初め営業用、団体用など、総じて水道使用料が減収となったものでございます。

2項営業外収益、4目雑収益は、配水管等破損補償費22万5,000円を増額であります。次に、収益的支出でございます。

1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費は75万7,000円を増額であります。主なものとしては、修繕費で36万9,000円、動力費44万9,000円の増などござい

ます。2目配水及び給水費は149万3,000円の増額であります。白浜町通配水管の漏水事故など水道管修理による増額が主なものでございます。4目総係費は19万6,000円の増額で、検針収納委託料の増などがございます。7ページをごらん願います。5目減価償却費は245万1,000円の増額で、主に機械及び装置244万7,000円の増でございます。6目資産減耗費は99万2,000円の増額で、布設替えによる配水管の除却によるものでございます。

2項営業外費用、3目消費税及び地方消費税は74万3,000円の減額で、営業収益の減額と営業費用等の増額に伴う消費税納税額の減でございます。

1ページにお戻り願います。

第4条、資本的収入及び支出の補正でございます。

2ページに移ります。

収入につきましては、1款資本的収入、5項工事負担金で1万7,000円を減額し、456万4,000円とするものでございます。

支出につきましては、1款資本的支出、1項建設改良費で48万3,000円を増額し、7,711万7,000円とするものでございます。

第4条の資本的収入及び支出の補正内容につきましては、再び補正予算説明書により説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

資本的収入でございます。

1款資本的収入、5項1目工事負担金は1万7,000円の減。メーター負担金の減額でございます。

次に、資本的支出でございます。

1款資本的支出、1項建設改良費、2目総係費は23万9,000円の減。旅費8万9,000円と消耗品費15万円の減額でございます。3目メーター設備費は、72万2,000円の増。新設メーター設備費73万7,000円の増額と検満メーター設備費1万5,000円の減額でございます。

再び1ページにお戻り願います。

第4条の括弧書きでございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,173万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金8,806万4,000円と当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額367万2,000円で補てんするものでございます。

3ページ、4ページは補正予算実施計画、5ページは資金計画、8ページから9ページは予定貸借対照表でございますが、説明は省略させていただきます。

なお、水道事業収益から水道事業費用を差し引きますと、現在の予算ベースでは単年度収支で1,352万5,000円の赤字の見込みとなりますが、ご理解をいただきたいと存じます。

以上が平成20年度厚岸町水道事業会計補正予算（2回目）の内容でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） ただいま上程いただきました議案第21号 平成20年度厚岸町

病院事業会計補正予算の提案理由について説明を申し上げます。

1 ページをごらん願います。

第1条、平成20年度厚岸町病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量であります。

年間患者数であります。入院患者は1,095人の減で2万2,265人、外来患者は244人の増で6万2,464人、合計8万4,729人の計上であります。

1日平均患者数につきましては、記載のとおりであります。

なお、入院患者の減は、主に制度改正に伴います4月からの介護療養病床廃止の影響によるものであります。

次に、主な建設改良事業であります。医療器械整備事業ほか2件、事業費確定による合計343万4,000円の減額であります。

2 ページをお開き願います。

第3条、収益的収入及び支出、並びに第4条、資本的収入及び支出につきましては、7ページから9ページの補正予算説明書により説明をいたします。

7 ページをお開きください。

収益的収入であります。1款病院事業収益、490万4,000円の減。1項事業収益、2,030万9,000円の減。1目入院収益では1,772万円の減。2目外来収益では197万円の減。入院患者数及び外来患者1人当たりの診療報酬減によるものであります。3目その他医業収益では61万9,000円の減。

2項医業外収益では1,540万5,000円の増。1目受取利息及び配当金では1万1,000円の増。2目患者外給食収益では3万9,000円の増。3目その他医業外収益では51万円の増。4目他会計補助金では1,451万6,000円の増。6目道補助金では32万9,000円の増。内容につきましては、それぞれ節説明欄記載のとおりであります。

8 ページをお開き願います。

収益的支出に入ります。

1款病院事業費用では532万4,000円の減。1項医業費用では391万9,000円の減であります。1目給与費では583万2,000円の増。4節賃金では577万円の増。12月補正予算時増額調整を行いました。内科外来応援医師賃金増によるものであります。5節報酬では6万2,000円の増。2目材料費では969万6,000円の減。主に入院患者数減と材料費の4月にさかのぼり平均8%値引き交渉による減によるものであります。3目経費では62万7,000円の増であります。主に2節旅費交通費では66万8,000円の増。臨時応援医師の旅費であります。3節消耗品費では21万2,000円の増。5節光熱水費では128万9,000円の増。電気料金改定による増であります。6節燃料費では277万2,000円の減。燃料単価の減によるものであります。12節修繕費では60万円の増。14節使用料では35万2,000円の増。その他、それぞれ記載のとおり計数整理であります。4目減価償却費では4,000円の減。5目資産減耗費では6万8,000円の増。6目研究研修費では74万6,000円の減。それぞれ節説明欄記載のとおり計数整理であります。

9 ページをごらん願います。

2項医業外費用では140万5,000円の減。これは、1目支払利息及び企業債取扱諸費では176万5,000円の減。一時借入金利子の減によるものであります。3目雑損費では46万

円の増。4目消費税及び地方消費税では10万円の減。それぞれ記載のと通りの計数整理であります。

次に、資本的収入及び支出であります。

1款資本的収入、343万4,000円の減。1項補助金、363万4,000円の減。これは、1目他会計補助金346万4,000円の減、2目その他補助金17万円の減であります。

2項1目寄附金、20万円の増。アキケン様からの寄附金であります。

1款資本的支出、1項建設改良費、343万4,000円の減。1目固定資産購入費では321万4,000円の減。2目建設工事費では22万円の減。各目事業費確定に伴う計数整理であります。

2ページにお戻り願いたいと存じます。

なお、第4条でございます。資本的収入及び支出で、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5万円は、繰越寄附金5万円で補てんするものであります。

以上で収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の説明を終了させていただきます。

3ページごらん願います。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。

職員給与費では583万2,000円を増額し、7億1,878万8,000円にするものであります。

第6条、他会計からの補助金であります。内容につきましては記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

4ページ、5ページは補正予算実施計画、6ページは補正資金計画、10ページ、11ページは平成20年度予定貸借対照表であります。内容につきましては記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

なお、病院事業収益から病院事業費用を引きますと、現在の予算ベースでは単年度収支202万8,000円の黒字を予定しております。最終決算見込みは消費税及び地方消費税と予備費が加わり、経常利益が432万8,000円の予定であります。

以上、議案第21号 平成20年度厚岸町病院事業会計補正予算の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

●議長（南谷議員） 本10件の審査の方法についてお諮りいたします。

本10件の審査の方法については、議長を除く15人の委員をもって構成する平成20年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本10件の審査方法については、議長を除く15人の委員をもって構成する平成20年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決定しました。

本会議を休憩いたします。

午前11時25分休憩

午前11時30分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

●議長（南谷議員） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問は通告順によって行っていただきます。

なお、一般質問における3回の回数制限は廃止されておりますので、質問者、答弁者におかれましてはご留意願います。

初めに、9番、菊池議員の一般質問を行います。

9番、菊池議員。

●菊池議員 おはようございます。

平成21年第1回定例会に当たり、さきに通告いたしました一般質問3項目について、第1回目の質問をいたします。

第1点目は、ことし6月予定の町長選挙への出馬の意向についてお尋ねします。

町長は引き続き町政を担当したく決起するのかどうか、ご意志をお示してください。

次に、2点目は、道道別海厚岸線の歩道拡張及び舗装工事について。

奔渡通の進捗状況並びに計画の見通しについて。

3点目は、旧奔渡保育所について。

この施設の改修予定と用途計画についてお示してください。

以上で第1回目の質問といたします。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 9番、菊池議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の、町政執行における私の次期続投意向についてのお尋ねですが、私は、平成17年6月の町長選挙において、「町民の皆さんが心から住んで良かったと思えるまちをめざして」として、10項目から成る公約を掲げて出馬し、町民の皆さんから温かいご支援を賜り、継続して町長に就任させていただき、町政が抱えている多くの困難に果敢に対処しながら、厚岸町のさらなる発展のために今日まで全力投球をしてまいりました。

本年7月12日が4年間の任期満了日であり、一つの節目を迎えるところとなりました。この間、町議会議員各位や町民の皆さんの温かいご協力により、着実に町政を進めることができましたことに心から感謝を申し上げます。

今日、残すところの町長任期があと4カ月を数えるに至り、去る2月13日、私の後援会から3選に向けての出馬要請があり、その際、私はこの要請を重く受けとめ、4年間を総括し、大きな時代の転換期に町長としての役割を見詰め直し、しかるべき時期に態

度を明確にさせていただきたい旨を申し上げたところであります。

私自身、この2期目の就任期間を振り返りますとき、地方自治体の財政破綻防止と早期是正措置を柱とする地方公共団体の財政の健全化に関する法律の制定により、以前にも増して地方にとって大変厳しい時代に携わった4年間の財政運営をとうとい経験として、将来をしっかりと見据え、引き続き町長として3期目を担当し、さらなる意欲を持ってこれからのまちづくりのかじ取りをいたしたいとの決意をさせていただきたいと存じます。

皆様のご理解をよろしくお願い申し上げます。

続いて、2点目の、道道別海厚岸線の歩道拡張及び舗装工事の進捗状況と計画の見通しについてお答えいたします。

現在、北海道が行っております奔渡地区の道道別海厚岸線歩道拡幅は、地域の要望を受け、町道奔渡町港通りの交点から町道桜通りの交点までの1,569mを計画し、平成13年12月から町道奔渡町港通り交点側から整備を開始し、平成16年度までに835mを整備しております。

しかし、その続きが地権者との用地交渉などで同意を得ることができず、工事は中断しておりましたが、厚岸町から釧路土木現業所に対し早期完成を要望し、同意の得られない箇所については施工しないこととして、平成19年度から事業を再開する運びとなりました。

平成19年度は、北海道の財政状況の悪化により調査設計のみが行われ、工事は平成20年度から再開となっております。

現在までの歩道拡幅の進捗状況は、平成13年度から平成20年度までに955mが整備済みとなっております、計画区間の61%が完了しております。

計画の見通しであります、釧路土木現業所は、平成21年度に280m、平成22年度に334mを予定し、当初計画した町道桜通り交点までを完成させる計画であります。

また、地域の要望としては子野日公園までであります、奔渡町道路整備促進期成会から提出された地権者の同意書は桜通り交点までとなっております。釧路土木現業所においても、子野日公園までは歩道の拡幅が必要と認識しておりますが、事業を進めるためには、これまでと同様に地権者の同意と協力が必要でありますので、地域のご協力をいただき、地権者の同意を得て、釧路土木現業所へ要請してまいりたいと思っております。

次に、3点目の旧奔渡保育所について、改修予定と用途計画の概要についてのご質問ですが、旧奔渡保育所は、平成15年3月の閉所から施設の新たな利用のあり方を模索し、できるだけ町の負担が少なく済むこととあわせ、地域住民の方の利用も可能となるような社会福祉施設への転換が図られることが望ましいものと検討していたところであり、これまでの議会での答弁を含め、議員ご承知のとおりであります。

そうした中、国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金のメニューの中で、これまでの介護施設制度などへの補助のみならず、市町村が独自の提案として、地域と一体となって高齢者や障害者、そして子育て中の親子が自由に通所し、相互に支援する場所の提供と、介護、子育てや障害者への相談の強化を図りながら自由に行き来する日中活動の場の創造を図ることで施設再整備が可能となるものです。

この補助制度は3,000万円を上限枠としたもので、工事費総額予算では、駐車場整備を

含め5,170万円で、平成21年度内での改修完了を図ってまいりたいと考えております。

また、用途計画につきましては、補助金の目的に沿った、あくまでも現時点で可能な構想として自治会、障害者関係団体と協議を始めておりますが、大きなホールを活動の中心的な広場として共有しながら、1階には奔渡自治会が主体となった高齢者が集う憩いのサロンの開設、また、手狭となった厚岸保育所から厚岸町子育て支援センターの移転を想定し、2階には障害の種別や程度に関係なく自由に利用し相談できる厚岸町地域活動支援センターの拠点を整備して、相互に介護や子育ての支援、年齢や障害のある、なしに関係なく、皆さんが集い支え合う新たな交流の場として、共生型コミュニティー空間を創造する厚岸町ともに暮らすまちづくり事業の展開を図り、今までにない地域で支え合う新しい施設への転換を計画しているところであります。

具体的な利用のあり方や運営につきましては、今後、地元自治会、障害者団体などとの協議を図りながら、相互に立場を理解し、尊重しながら管理のあり方を検討すべきものと考えておりますし、何よりも地域と協働した管理運営が望まれ、地元自治会の支援や協力なしでは実現できないものと考えているところでありますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 9番、菊池議員の再質問は、休憩後といたしたいと思えます。

再開は午後1時とし、本会議を休憩いたします。

午前11時45分休憩

午後1時00分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

9番、菊池議員の再質問を行います。

9番、菊池議員。

●菊池議員 再質問を行います。

町長選立起への考え方、2期8年間の感想と反省、及び、これを土台として3期目への豊富をお聞きします。

さかのぼって01年1期目スタートの際、町民へ向けて10項目の重点目標を掲げ、さらに4年前の05年、2期目へ向かっての3月定例会では、国の構造改革や地方分権の推進により、地方にとって大変厳しい時代に携わった4年間の町政運営を経験として、2期目を担当し、さらに勇気を持ってこれからのまちづくりに全力を尽くしたいと述べており、これらの若狭町政の跡を振り返りますと、2期8年間の自分なりの実績として、やり遂げたと思うもの、やることができなくて心残りのものがありと思うわけですが、これらについて感想と反省を述べていただきたいのであります。そして3期目へ向けてどんな豊富をお持ちか、ここでまたお考えを述べていただければと思います。

例えば町民が期待していた街中活性化、いわゆる中心市街地活性化への取り組み、そ

れから、これも町民が期待していた青森県市浦村を見本としたタラソテラピー、ここでは遊楽プラン費用調査、研究、この2つだけでも使った税金が約1億円、この辺についても町長の感想を述べていただきたいなと思うところがございます。

次に、道道別海厚岸線の歩道拡張工事ではありますが、私の一般質問通告が2月17日と早かったこともあり、進捗状況については非常に詳しくお答えいただいたわけですが、次に平成3年6月に私が一般質問しております。このときは奔渡通りの歩道が狭く、車道優先であり、歩行者優先の道路構造に改善すべきであると申し上げていました。このとき行政側の回答として、奔渡通りについては用地が狭く、山側、海側ともに拡張困難であるが、現状のまま放置することはできず、今後、北海道の街路事業として整備されるよう取り組んでいくと言っていました。

最近では平成18年6月の、お隣の8番議員の答えとして、お供山と厚岸湖に囲まれ、面的制約から道路周辺に住宅が密集し、歩道が1mと狭く、冬期間においては車道の除雪により歩道の確保ができなくなり、歩行者にとって危険な状態でありましたが、歩道の拡張には地権者の協力が必要であることから対策がおくれているところ、平成12年に回答をいただきましたけれども、奔渡町自治会が中心となり道路整備促進期成会を設立し、地権者の同意を得て、13年に奔渡町区間の早期歩道整備に対する要望書が土現に提出されまして、12月から厚岸大橋の取り付け道路と町道奔渡港通りの交点から床潭側に向かって事業が着手されております。

その時点での進捗状況は、要望のあった町道奔渡港通りの交点から町道桜通りの交点までの、先ほどお示しいただきました1,569mのうち835mが整備されております。このときでの工事の見通しでは道の単独費で整備を進めておりましたけれども、道の財政状況の悪化により財源の確保が難しくなり、平成18年度は国が都道府県や市町村道に交付金を交付する地方道路交付金事業において実施するよう要望を行っていましたが、採択が見送られ、従前の単独費の整備となっています。平成19年度は町道桜通り交点までの734mを起債事業の地方特定道路整備事業により整備が行われる予定で、要求を行っているとされています。

答えでは詳しくいただきましたけれども、平成13年に工事着手、平成14年、平成15年、平成16年と工事、これで835m、平成17年は地権者の同意が得られないところでストップしまして用地補償のみ。平成18年も用地補償のみ。19年から地方特定道路整備事業で事業費1億円の要求を行って、町道桜通りの交点まで工事を行う予定としていましたが、その後、どのくらいの予算がついて、13年度から20年度まで955mで61%完了、見通しとしては21年、280m、22年、234mですか、桜通りまで、あともう少しですね。

完成後、年次計画は未定だが、土木現業所では子野日公園までの歩道整備を国の補助事業で行う考えであると言っておりましたけれども、補助採択の要件として歩道幅員2.5mが必要であることから、今後、町が窓口となって、奔渡町自治会と協議を行っていきたいと考えているとのことでありました。この先の見込み、21年、22年、23年の見込みは、そういうことでよろしいのですか。

次に、奔渡保育所についてでございますが、改修予定と用途計画の概要でありまして、お答えでは子育て支援、障害者支援、これらの一環として改修を行うとのことでございますが、奔渡町自治会、あるいは老人クラブ、あるいは青少年育成、あるいは地域の行

事等に使用は可能かどうかということで地域住民も要望しているところでございます。この辺もいろいろとご検討なさっていただいているようでございますけれども、一日、町民への開放も必要と考えるわけでございます。便利であってこそ町立の建物と言えるわけでありまして。地域では、ぜひこのことを望んでおりますので、その辺の前向きな姿勢を研究していただきたいと思っております。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

まず、私の行政姿勢としての1期、2期目に当たっての、今日までの実績等においてのご質問でございます。

私が初当選いたしましたのは、平成13年でございます。私は、以前はご承知のとおり、道議会議員でございました。ふるさと厚岸については、当時はまあまあの知識を持っておったわけでありまして。

しかし、私が行政を担うという責任ある立場の中で、まず考えなければならないこと、何といたしましても財政基盤でございます。そこで、私といたしましては、厚岸町の財政はどのようになっているのかという、まず厚岸町の財政についての調査研究を指示をいたし、それぞれ厚岸町の将来を見据えた財政というものに対しての報告をいただいたわけでありまして。しかし、町長としては、まことに将来を考えるには大変厳しい財政状況になっておったわけでありまして。

私はまず、そういうことを踏まえて、財政健全化を目指す財政基本方針というものを2次にわたり策定をさせていただきました。すなわち、1次に伴う財政改善基本計画、また、2次にわたる同様の計画でございます。

そういう中で、私がまず1期目に上げました公約の件であります。健康保養施設、タラソテラピーを上げたわけでありまして。私は今日、高齢化を迎える中においての、やはり一番大事なことは、健康な人々をつくらなければならない。その役割がタラソテラピーであるという認識をいたしたわけでありまして。その結果、調査費もつけて、先進地を視察するなり、また町民の意識調査もさせていただいたところでありまして。また、町議会議員の皆さん方にも視察をいただいたところでございます。

その結果、ぜひ厚岸町にという声が大半であったと私は承知をいたしておりましたが、しかし、調査設計の中で、見通しは約11億円程度が必要であろうということになったわけでありまして。そういたしますと、当時の地方交付税の極端な削減等を考えますと、当時の予算では到底無理であるという、私は認識を示しながら将来を考えていかなければならないという判断をさせていただきました。

もう1つの市街地中心活性化事業でございます。このことについては、ご承知のとおり、私はやはり、衰退する今日の中心市街地を何とか振興しなければならないということで、松葉町通りの街頭舗装、そしてまた整備、さらにはまた、中心地に多目的公園を設置をいたし、地域の活性化を実現すべき予算化をいたし、実行をいたしたわけでありまして。

このことについては、地域商店会ともいろいろと相談の中でつくったわけでありまして

が、これらの利用によって地域が活性化されることをいまだに期待を持ってやまない次第でございます。

そういうことで、3期目、先ほど菊池議員の質問で、決意も新たにさせていただいたわけでございます。

私は、これからもなすべきことはまだまだたくさんあります。先ほどお話しいたしましたとおり、厳しい今日の行財政関係の中にあつて、健全な行財政運営基盤の確立なくして真の地方自治の発展はあり得ないと考えておるわけであります。

私はまず、引き続きこの問題と真剣に取り組み、確固たる町政の展開に努めていかなければならない、これがまず大事だろうと思っております。そして、私が常に、1期も2期も、また3期においてもそうなるかと思いますが、掲げております行政と町民が一緒になって進める協働のまちづくりを推進いたしまして、町民1人1人が厚岸に誇りと自信を持ってまちづくりができれば、だれもが住みよい、住みたくなる、来たくなるまち、そして子供たちが夢を持ち続けることができる厚岸町を創造することができる、そのように考えておる次第でございます。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 私からは、道道別海厚岸線の歩道拡幅の関係についてお答えをいたします。

まず、予算がどのくらいついていたのかというご質問でございますけれども、平成13年度から平成18年度につきましては2億6,314万5,000円ほどかかっております。それから、平成20年につきましては3,000万、それと、平成21年度、今年度でございますけれども、予定といたしまして6,000万、これについては、車道のオーバーレイも含まれてございます。歩道の拡幅のほかに、今現在、釧路土木現業所においては、消防の前から車道のオーバーレイを今予定してございまして、それも含めた中での予算というふうになって、6,000万円という予定としてございます。それと、平成22年度は1億、これも車道のオーバーレイも含めた中での1億という予定としてございます。これは桜通りの交点までの予定でございます。

この桜通りの交点までにつきましては、先ほど1回目の町長から答弁ございましたとおり、釧路土木現業所においては平成22年度までに完成する計画ではございます。平成21年度は、今申しましたとおり、約6,000万円の予算が確保されるといった報告は受けてございます。平成22年度につきましては、北海道も今大変厳しい財政状況にもなつてございまして、これは要望どおりの予算が確保されるのかは、来年にならないとわからないといった状況ではございます。この辺につきましては、厚岸町としても引き続き早期完成を北海道のほうに対して要望してまいりたいと思っております。

それから、子野日公園までの歩道の拡幅でございますけれども、これも釧路土木現業所においては、その歩道の拡幅の必要はあるというふうに認識はしてございます。が、奔渡町道路整備促進期成会の地権者の同意を得たのは、桜通り交点までの60名の方でございます。奔渡2丁目から5丁目、桜通り交点までの方でございます。現在進めております桜通りまでのこの区間におきましても、いざ事業が進められると、ご協力をいただ

けないといったこともございまして、事業が中断したという経過がございます。歩道を拡幅するにはどうしても用地買収が伴うこととなりますので、地権者の協力が必要となってくるものでございます。まずは地域の中で地権者と十分な話し合いを持ち、同意を得ることが必要でございます。平成19年にその辺を地域の方に町からも投げかけた次第ではございます。なかなか、その進展が進まないといった状況でもございます。要望があった地域の方と、私たち町も入りまして、十分話し合いを持ち、同意を得ていきたいというふうに考えている次第でございます。

●議長（南谷議員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 私のほうからは、旧奔渡保育所の活用のあり方でございます。

旧奔渡保育所につきましては、地元奔渡自治会よりさまざまな要望が上がってくる中で、昨年も町政懇談会の中で、何とか大きなホールの利用の仕方のあり方等々、もっと利活用にうまい方法がないものかという要望が寄せられておりましたが、今回ですね、今、1回目の町長のご答弁で申し上げましたとおり、特別な市町村の提案による事業が、地域の支援を受けながら行うことで得られる補助金が活用できる方向で整ったというところで、実は予算の計上がされる段階におきまして、1月20日ですか、奔渡自治会役員会さんのほうにも構想という形で大枠での考え方を示させていただきましたが、旧奔渡保育所は児童福祉施設でございます。これを集会所的に奔渡自治会のみが使用するという場合にあっては、国庫補助金が入っておりますので、その負担がまだ残っていると、それを返還しなければならないという考え方があります。

地域の方々、それから、今回利用しようとする国庫補助金につきましては、高齢者と地域と、それから子育て、それから障害者が一体となった日中活動の場が創造されることによって交付されるという、そういった目的がございます。これをできれば活用した中で、奔渡保育所のうまい活用ができればなということで進めてまいりましたが、できれば奔渡自治会が中心となりまして、その施設の管理のあり方を、そこに入る団体、今考えておりますのは子育て支援センター、それから地域活動支援センター、この大きな2つのセンターが入ろうとしておりますが、そこに高齢者も集えるようなサロンですね。近隣の高齢者が日中通所しまして、生活上での支援や昔ながらの遊びとか会話、お茶会、食事会、そういったものを自由に開催していただくと。それにはやはり、奔渡自治会の支援がなければ、これはやはりできませんので、質問者の1点目の、行事への参加が可能な形での使用という意味合いでは、どんどん地域の方がですね、ここに参加していただいて、サロンのような活用のあり方をしていただきたいなど、1点はそういうふうに考えてございます。

それから、地域町民への開放ということで、同じような内容のご質問だったかと思いますが、行事をやる際には大きなホールがありますので、ぜひあのホールをうまい形で利用して、例えば今は保育所のみでしか行われていないような世代間交流をその場でやれる、常時やれるような、子育てと高齢者支援、それから障害者支援が一つになった行事がそこで行えるとか、そういった行事を、地元あるいは入居する団体等の検討会組織的なものをつくりまして、運営をどうするかを考えていくという中では、そういった行

事も開催しながら、自由に地域の方が参加できるような施設にできればなど、今時点ではそういった構想を持ってございます。

そういった地域の方々の望みがあったということは自治会役員会への参加のときに聞いておりますので、今後もっとですね、どんな使い方ができるのか、構造上やむを得ないつくりの部分があります。財政的にも許される範囲の中で、そのつくりをうまく利用した、構造をうまく利用した利用のあり方を、自治会や、それから今入居を予定しております地域活動支援センター、子育て支援センター、それから地元自治会の方々と協議を進めていける場を設け、検討できればなど、こんなふうに考えてございます。

●議長（南谷議員） 9番、菊池議員。

●菊池議員 町長におかれましては、政治的経験と財政基盤の確立と協働のまちづくりという3点の目標を持って、3期目へ向けて全力を傾けるといってお答えをいただきました。

町の先頭に立って、厚岸町のかじ取りとして、町民のために、またふるさと厚岸町発展のために、町政を進めるトップの人、町長選挙を実施されるわけではありますが、若狭町政にあっては、今期で2期8年間行われてきたわけであります。そこで、3期目を目前にして先ほどの答えて、若狭町長は、このたび開催されましたご自身の新春町政報告会の場において、後援会の出馬要請文が提出されたこともあり、この住民要望により立起の意向要望を受けて、町長選立起へ向けポジティブな演説をなされました。そして本日の議会においても、積極的なご意志をお示しになりました。

このことは、我が町厚岸町の将来がかかるといえる発展への道のりを進むに当たり、町民の目線に立ってご精進されるとの力強い意志であるようにと私は受けとめまして、本日この場において、若狭町長におかれては、正式に、鮮明にご意向をお示しいただいたと考えます。これからの残されました任期を、どうかご健勝で、町発展のためにご努力、ご活躍されまして、議会論議とともに、さらにご精進されますようご祈念申し上げ、その力強い行政努力をご期待し、本質問を終わらせていただきます。

各問における議会論議とともに、さらにご精進されますようご祈念申し上げます。

次に、道道別海厚岸線の歩道拡張工事でありますけれども、先ほど建設課長より、詳しくその後の、子野日公園までの件も含めて回答いただきましたので、理解いたしました。

それから、3番目の子育て支援、障害者支援、そして地域の町民の人たちの管理運営、協働のまちづくりをもって、町長の進める判断を含めながら進めていくというようなご回答をいただきましたので、ぜひ町民の願いを届けていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

ありがとうございました。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

ただいまは3選に向けての、菊池議員から大変力強いお言葉を賜ったわけでありまして。

私は、今日の厳しい地方自治体の中にありまして、町長としてのその使命と責任を強く心に刻みながら、新たな厚岸町、そして私自身も新たな一步を踏み出す必要があると考えております。そういう気持ちで、私は町民の先頭に立って、しっかりと新しい一步を踏み出してまいりたい。そして、どの町よりもすばらしい厚岸町を築いてまいりたい、そのように考えておりますので、今後とも皆様方の温かいご協力をお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

●議長（南谷議員） 以上で菊池議員の一般質問を終わります。

次に、11番、大野議員の一般質問を行います。

11番、大野議員。

●大野議員 平成21年厚岸町議会第1回定例会において、さきに通告書のとおり一般質問をしたいと思っております。

まず1番として、活力に満ちた産業の育成について、第4期総合計画の中に掲げてあることなんですけど、(1)として、多様でゆとりある農業経営の推進について。

この中でも、アとして、営農指導体制の強化についてというところがあるんですけども、具体的に今までどのようなことが行われてきたか。また、今後それをどのように充実させていくのかをお聞きしたいと思います。

(2)として、水産業のほうでありますけれども、水産業の担い手の育成・確保について。

アとして、研修や研究活動の促進と地域グループの組織化の促進についてとあるんですけども、これも具体的に実施された内容はどのようなことかお聞きしたいと思います。

2点目でございます。雇用対策について。

大変今、重要な問題となっております雇用対策なんですけれども、昨年秋から派遣社員の打ち切りや各大手の会社の人員削減など失業者が増大している。

アとして、厚岸町にも該当者がいると思われるんですが、町としての対応が遅過ぎはしないかを聞きたいと思っております。

また、イとして、この問題解決の対処法はどのようなことを考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

また、ウとして、これをさらに発展させて、新規就農、農業への参入などの道が開けないかどうかをお聞きしたいと思います。

以上、1回目の質問を終わらせていただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 11番、大野議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の、第4期厚岸町総合計画における活力に満ちた産業の育成について、2項目にわたるご質問であります。第1の多様でゆとりある農業経営の推進についてのお尋ねのうち、営農指導体制の強化について、具体的にどのようなことが行われたのかにつ

いてであります。営農指導については、農家経営の改善と、管理指導を主体的に担う農協はもとより、家畜の診療や人工授精を担う農業共済組合、草地管理技術や経営改善などの指導を担う農業改良普及センター、町営牧場の運営や各種資金の利子補給による基盤整備を支援している町などが、それぞれの立場で営農指導を行っていますが、その指導を効率的かつ効果的に行うためには、各関係機関がそれぞればらばらの内容ではなく、農家個々の経営状況に合った営農の方向性を協議し、共通の認識の上で同じ方向性を持って指導することが営農指導の強化につながるものと考えております。

具体的には、農家が経営改善に向けて農業経営基盤強化資金の借入申請を行う際、町を事務局として、農業改良普及センターなどの関係機関により設置している厚岸町農業金融制度総合推進会議において、申請農家の経営状況を把握し、その農家の目指す方向性を検討した上で、各関係機関が共通認識を持って資金の借入農家に対して営農指導に当たるなどの指導体制の強化を図っております。

また、町、農協、農業共済組合、農業改良普及センターなどの職員で組織する厚岸町農業技術者連絡協議会の活動として、各関係機関が持っている酪農情報の交換や営農技術の内容などについて検討を重ねるとともに、平成18年度から、各農家が希望するテーマをもとにして、お金をかけない家畜の飼養環境を改善する施設改造や哺育期間における飼養管理の改善に関する情報などについて、各地区ごとに懇談会を開催し、参加された酪農家と意見交換を行い、営農指導に役立っております。

次に、また、今後どのように充実させていくのかについてであります。前段の厚岸町農業金融制度総合推進会議や厚岸町農業技術者連絡協議会の活動の推進を図るとともに、農業改良普及センターが行う普及事業においても、町及び各関係機関が求める普及テーマをもとに普及事業が展開されており、今後さらに、各関係機関における実践評価と活動計画の点検を行い、より一層の指導内容の充実を図り、営農指導体制を強化してまいりたいと考えております。

次に、水産業の担い手の育成・確保について、研修や研究活動の促進と地域グループの組織化の促進について、具体的に実施された内容はどのようなことかとお尋ねについてであります。漁業の担い手を育成するための研修施設としては、北海道内には道立の漁業研修所が鹿部町にあり、次代を担う漁業後継者の養成と就業者の知識・技術の取得や地域リーダーの資質向上などを図るための各種の研修を行っております。

この研修所の受講に当たっては、当町と漁協、水産技術普及指導所が受講希望者の把握に努めておりますが、ここ数年、当町からは研修受講者がいない状況にあります。これは、当町が北海道内3校の水産高校のうちの1校である厚岸水産高校を有しているため、当町から漁業後継者を志す子供の多くは厚岸水産高校に進学し、必要な知識や技術を取得して家業につくことが多いためであり、水産高校を有している当町の優位性をあらわしているものと考えております。

本年4月に開校する厚岸翔洋高校にも、引き続き漁業後継者の育成確保に大いに期待しているところであり、当町といたしましても引き続き生徒の実習や各種の試験研究活動へ支援してまいります。

具体的な研修や研究活動、地域グループの組織化の促進についてであります。当町の漁業活動においては、基本的に厚岸漁協の下部組織の中に7つの部会や部があり、さ

らにその中に各漁業種別ごとに班が組織され、その活動の中で、当町を含めた関係機関とも連携し、各魚種ごとの調査研究や研修を行い、資源管理や技術の向上に努めているところであります。

こうした中、新しく組織化を図ったところでは、平成16年にシングルシード養殖技術検討会を当町及び漁協、漁業者により立ち上げ、養殖技術の向上や販売宣伝の促進など意見や情報の交換を随時行ってきており、シングルシードカキ養殖漁業者の貴重な研修活動の場として定着してきているところであります。

また、厚岸漁協青年部とも連携を強化しており、平成19年から実施しているカキの採苗試験事業や勉強会に技術的な支援を行っております。今年度は、さらにアサリの増養殖試験にも取り組みたいとの意向もありますので、そうした試験研究活動に対し、当町としてもできる限りの連携と支援をしてまいりたいと考えております。

さらに、昨年、34年ぶりの豊漁となったニシンについては、昭和63年に厚岸湾ニシン放流技術検討会を、小定置漁業班の漁業者も含め当町及び釧路町、浜中町に関係する試験研究機関や関係機関により組織化し、中間育成技術や放流技術の向上を図るため、各種の作業や調査、研修会などの活動を20年にわたって着実に続けております。

資源の回復の道のりはまだまだ見えてはおりませんが、そうした調査や研究、研修などの地道な取り組みにより、新たな養殖技術や漁業後継者としての意識の向上が図られ、担い手の育成確保につながっているものと考えております。

続いて、2点目の雇用対策についてお答えいたします。

まず、昨年秋から派遣社員の打ち切りや人員削減で失業者が増大しており、厚岸町にも該当者がいると思われるが、その対応が遅いのではないかとのお尋ねであります。今、世界的な同時不況により、我が国の景気・経済は急激に冷え込み、特に自動車産業を初めとする技術関連産業での生産調整などの影響で失業者が急増しています。

ハローワーク釧路のまとめによりますと、釧路管内の本年1月の有効求人倍率は0.34倍で、5年7カ月前と同じ低水準になっています。管内の雇用情勢は、これまでも全国水準を下回る厳しい状況下にありましたが、さらに派遣切りなどの事業主都合による離職者がふえている状況があらわれていますし、厚岸町においても、この影響が少なからず及んでいるものと推測しています。

このような情勢を踏まえ、国では昨年12月に示した第2次補正予算案に雇用対策関連の施策が盛り込まれておりますが、このうちの緊急雇用創出事業交付金は、厚岸町への配分額が平成21年度から3年間の総額959万5,000円で、うち平成21年度分は総額の60%程度と示されており、これを活用して本年5月から9月までの5カ月間、新たに4名程度の臨時作業員を直接雇用し、道路、河川等の環境整備を行うべく新年度予算の中に組み込んでおります。

また、厚岸町に総額2億4,146万2,000円が交付される地域活性化生活対策臨時交付金につきましては、国の関連法案成立を受け、平成20年度の補正予算として、本議会会期中に追加提案することにしておりますが、この活用には、地元雇用及び地元経済への波及効果を考えて、できるだけ町内業者の発注などを見込める事業の選択をしたところであり、これらの事業の早期着手を図る考えであります。

なお、これらの取り組みが可能となるまでの臨時的な対応として、国は昨年12月19日

に、年末年始等における離職者等の緊急雇用対策を打ち出し、地方公共団体が緊急、臨時的に実施する離職者等の緊急雇用の対策経費に対し、財政力に応じて5割から8割の特別交付税措置を講ずるとされました。

厚岸町においても、これに対応できる緊急事業の可能性を検討したところでありますが、既に年間を通じた計画的な公有財産の維持管理作業を行っているなどで、冬期間における新たな臨時的作業の創出が困難な事情にありましたことをご理解願いたいと存じます。

次に、この問題の対処法はとのお尋ねですが、今日、社会問題にもなっております派遣切りにつきましては、国では派遣元及び派遣先事業者に対し、労働関係法令の遵守により派遣労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずるよう指導を強めてきております。しかし、根本的な問題解決には、やはり景気浮揚に結びつく国の施策展開が最も重要であると思っております。

次に、新規就農への道が開けないかとお尋ねであります。町では平成3年から新規就農者の誘致促進を図るため、新規就農者誘致条例を設け、これまで4戸の酪農家がこの制度を活用し、営農しております。

この条例の適用を受けるためには、おおむね23歳から40歳未満で、配偶者または18歳から60歳までの同居親族を有する者などで、原則的に研修牧場または農業実習を受けられる農家での研修を受けた者となっております。

酪農家として就農するまでには、何年かかけて幾つかの手順を踏まなくてはならないため、だれもがいつでも就農できる状況にないことはご承知のとおりであります。地域を支え産業を支える担い手後継者を確保することは重要な振興策でありますので、今後とも新規就農者の誘致について、関係機関と協議してまいりたいと考えております。

また、このほかの制度として、釧路太田農協内の酪農実習生受入協議会が酪農に関心のある方を農業実習に受け入れる事業や、国の補助事業で後継者のいない酪農家の農業経営を新たに引き継ぐ農業経営継承事業のほか、国の緊急雇用対策として、新たに研修生を受け入れる農業者に対しての支援制度も創設されており、これらの制度を活用しながら、今後とも関係機関及び団体と連携を図り、支援に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 11番、大野議員。

●大野議員 ただいま町長のほうから私の質問に対して答弁をさせていただいたわけですが、まず1点目の、営農指導体制の強化について具体的にどのようなことが行われてきたかと。答弁には厚岸町農業金融制度総合推進会議と、僕らに言わせると、スーパーL資金の調整会議、資金を借りるときの合否をつける会議なんですけど、それと、略して農技連、農業技術者連絡協議会と、まあ、こちらのほうは年1回、釧路太田農協のほうで講習会を全農家対象に開いてもらって、若者を中心に新しい技術の導入とか、共済組合連携していますんで、疾病胚葉の、減らすそのやり方とか、いろんな技術の面で対応していただいているのはわかっているんですけど、営農指導って非常に大事

で難しい問題だと思うんです。個々の農家対象ですから、どこまで町が介入していけるのか、果たして、個人、大野なら大野の農家の経営内容まで踏み込んでいけるのかという問題も出てきますし、これも多分、農協が主体となってやっているんだらうとは、農協がやっているんですけれども、それをサポートするというか、普及センターとか共済組合とかいろんな指導体制あるんですけれども、それを統括するような意味合いに書かれているんですけれども、僕はやっぱり個々の持っている営農指導って、やっぱりあるんで、それを別に統括するようなものではないと、多分、志はみんな一つ、その農家をよくするんだという中身でやってると思うんですけど、別に具体的にこれ、町でどんなことをしてるのかな、なんか余り、これをぱっと見て、明確には浮かんでこないんですけども、いかがなものなんでしょうか。

また、水産業のほうの、この担い手の育成確保についても、研究促進云々って、僕質問したんですけれども、結局はこれ、何もやってないんだなというふうにしか印象を受けないんですよ。まあ、確かにいろんな情報は集められますよね、今はまあ、ネットの世界でも、漁協、それなりに、水産の技術センターとかいろいろありますから、技術的な面はあれなんだろうけど、何でこんなことを聞くのかなというのと、やはり、第1次産業の若者、後継者をやっぱり、きちっと育てていくにはどうしたらいいかったらやっぱり、安定した経営の創出、いかにその、農業でも漁業でも第1次産業が安定してやれるかはやっぱり町の施策にかかってくるんじゃないかなって、最終的にはそう思っているもんですからこういう質問をさせていただきました。答弁書を見て、そうぱっと思っただのが現状ですんで、二度目の回答をお願いしたいと思います。

次に、2番目の雇用対策なんですけれども、厚岸町、なぜ遅過ぎないか、近隣の町村では早々と、標茶町の例でいくと、枝打ち作業とか、冬の間の仕事が出されてて、新聞報道等でもなされているんですけれども、自主財源があれば何の苦勞もすることないと思うんですけれども、厚岸町、財政的にも非常に、どこの市町村もそうだと思うんですけれども、それを何とか、相手の身になってといいますか、町民の生活が第一だと思っただけですんで、それを少しでもわかっていただける行政になってほしいな、そんな願いから、こんな質問をさせてもらいましたけれども、いかがなものなんでしょうか。

この問題解決の対処法はというと、国の、今回、補正予算が通って、いろいろな財源確保のための関連法案通りまして、それをもとに雇用創出をするんだなというのが見えたんですけれども、新たに5月から9月までの5カ月間の4名程度の臨時作業員ですとか、地域活性化生活対策臨時交付金によって事業が発注されて、それによる効果で人を雇ってもらえるんじゃないかっていう願いを込めてるんだなと思うんですけれども、そうしないとやっぱり、費用の捻出ができないのか、財源の確保ができないのかな。多分、この法案だって、多分皆さんは、衆議院の優越によって可決するだろうって最初からもう、多分思っていたと思うんですけれども、もっと早くやっぱり手だてできなかったのか。そんなことで質問を再度したいと思ってます。

また、今、失業者が、8万5,000とか10万とか12万人と言われている中で、僕たちやはり、農業、第1次産業を衰退をさせるわけにはいかないんで、農業を厚岸町でとか、農業をしてみませんかというPRとか、厚岸町にはもう一つ、キノコの栽培、菌床センターがございまして、キノコの、住宅もあいてますし、多分募集をしていると思うんですけ

れども、そういうところにもやっぱり、PRというのか、募集をかけても、悪くはないんじゃないかなって思うんですけれども、いかがなものでしょうか。

以上、2回目の質問とさせていただきます。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） ただいま大野議員からの2回目のご質問でありますけれども、私が答弁書を書いたのは、町ばかりではなくて、あくまでも地域、そして関連団体、そういった関係機関の個々の経営状況、そういった営農の方向性を協議して、共通の認識を持ってですね、同じ方向性を持って指導していくんですよと。ですから、あくまでも、総体的な話になりますけれども、行政のほうばかりではなくてですね、これは水産の関係の答弁にもそのようなことを書いています。あくまでも町ばかりでなくて、例えば担い手の確保にしても、いろんな関係団体等がそれぞれテーマを持ってそれぞれ当たっているということで、大変、ちょっと抽象的な言い方ではありますが、そのような形で答弁をさせていただいたという内容でございます。

それから、それぞれ、農業改良普及センターとか、例えば資金の借り入れの場合ですと、農業改良普及センター、それから町、それから、もちろん農業協同組合、それから農業共済組合、それぞれ持っているそれぞれの内容をですね、知識とか、そういった技術とか、そういった内容を各農家に当てはめて営農指導をしていくということになります。

平成のたしか6年だと思うんですけれども、スーパーL資金、先ほど大野議員もおっしゃいましたけれども、平成6年に農業経営基盤強化資金という大変低利な、そういった資金ができました。もちろん町も、現在もまだ、その利子補給というのをやっておりますけれども、非常に、当時転換期だったなということでもあります。

そのころから非常に、農家の経営が大型化してきたと。そのことは、受給率の向上を基本的な柱として目指してきてるんで、そのことに向かって、国もそういった農家支援ということを行ってきたわけでありまして。それで、あと、北海道、あるいは町、一丸となって、経営の大型化に向けて協力をしてやってきたということで、厚岸町においても、非常に大きな転換期で、その後、経営も大型化してまいりましたし、そういったことで、技術センター等のサポート、そういったいろんなサポートがあつて今日の農業協同組合、経営体が成り立っているのだというふうに思っております。

それから、キノコの関係のお話もありましたけれども、実は、町のほうではホームページに、キノコの生産農家の募集ということで、ホームページにも記載をしております。昨年からそういったことで募集をしております。

それから、農業の継承事業、先ほど一部紹介をいたしましたけれども、国の農林水産省のほうで、そういった農業の継承事業ということで、それがキノコの生産者にも適用されるというふうなことも紹介されておりますので、そういった内容等も含めて活用を図っていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 雇用対策の関係につきましてお答え申し上げたいと思いますけれども、ご質問の中で、いわゆる標茶、あるいは管内でいきますと弟子屈のように、なぜ早い時期に直接雇用というような形でのものがとれなかったのかというご質問というふうに承ります。

確かに標茶、弟子屈のほうでいきますと、森林の枝打ち作業というのを中心に、緊急雇用というような形で行っております。厚岸町におきましても、こういった緊急雇用の中での作業、そういったものを前倒しでできるものがないのかどうかというような検討はいたしております。

ただ、いわゆる枝打ち作業等々におきましても、厚岸町の場合は、ちょっと標茶、弟子屈との、やはりお家の事情といたしましうか、その町の置かれている形態が違ってまいります。厚岸町の場合につきましてはやはり、そういった部分についてはもう計画的に進めてきている作業がある。では、それを前倒しでやってしまうと、次の年の仕事がなくなってしまう、こういうような状況も中にはあります。そういったようなもろもろのこの考え方、それから冬期間にやる作業というのが、やはり限られてくる、こういうような部分がございますし、緊急雇用だけでなく、一切雇用していないということではなくて、従来型の雇用というのは、これは臨時作業員なり非常勤なり行われてきている。こういうようなことを考慮いたしまして、特別増員した形でのものが見込めなかったということをございまして、やはり、これらにつきましては行政事業に応じて、必要なやはり業務執行というような部分も考えていかなければならないというふうに思っておりますし、そういう形で進んできている。

ただし、国から示されました、いわゆる緊急雇用の関係でございますけれども、これらにつきましては年度明けまして、当然いろいろな作業等々が、進めていくことが可能になってまいります。そういったときに、早い時期に、そういう形で直接雇用による、いわゆる雇用の増加という意味で作業員の増員だと、そういったようなものも考えておりますし、それから、公共事業等につきましても、もちろん国から入ってくる交付金、これを充てますし、それ以外でも町全体での公共事業の、いわゆる投資的事業の選択に当たっては、そういったような経済的な効果というような部分を考えながら事業選択に当たってきておりますし、そういったもろもろの施策を通して、厚岸町ができ得る地域経済への波及効果というような部分で取り組んでいる状況でございます。

●議長（南谷議員） 11番、大野議員。

●大野議員 第1次産業のほうの答弁、2回してもらったんですけれども、町単独ではなくて、釧路支庁、それから普及センター、農協、共済組合、いろんな部署と連携して、総合的に営農指導をしていくんだよということによろしいですよ。町が単独では、もちろん介入していきませんし、そういうことで認識を新たにしたいなと思っておりますので、そういうご確認をしたいと思います。

水産業のほうも、担い手の育成、これ、第1次産業全般に大変重要で、厚岸町の将来の人口にもかかわってくるし、何とか、水産業に限らず、第1次産業全般においてこ

れ、新しい技術の指導とか情報提供、いろいろな部門と連携してやはり、水産業なら漁協を中心に、いろんな部会、先ほど7つの部会に分かれてるって書いてありましたけれども、その中でも共通、これ認識するような部門たくさんあると思うんで、そういうやはり、町も、漁協の講習会とかに、なるべく人員を、1人でも2人でも担当者が行って、連携体制をとってるのを目に見える形で、皆さんに、町民にわかる形で何かやってほしいな。多分、これ5期の総合計画にもずっと継続していく事業なんだとは思いますが、そういうふうにお願ひしたいなというのと、そうですね、そういうお願ひです。

雇用対策につきましては、ただいま課長から答弁していただきましたけれども、やはり住民側の目線に立って、やっぱりこういう時代ですから、苦しいんだなといったら、それなりにやはり対応をきちっとしていただきたいし、国から来るお金、もちろん当てにしなきゃいけない、それは重々わかります。だけど、気持ちとして、なるべく、前倒ししたら次の年の仕事がなくなるって言ってましたけれども、多分そればかりじゃないんじゃないかなという気がするんですよ。

それと、先月の広報誌と今月の広報誌、2月、3月の広報誌に臨時職員の募集の折り込みを入れてますよね。あれをぱっと見ますと、かなりの人数です。けれども、新たな人が、願書を出して面接して、合否、多分なると思うんですけども、今までやっぱり、経験者が優遇されてて、なかなか新規の人が入っていけないっていう、僕はちょっとわかりませんが、そういう声も聞こえてくるんですよ。確かに、そんな従前から就業している人を切っても、それもまた困りますし、そんな膨大に、みんながみんな雇えるだけの募集じゃないんで、ちょっと難しいとは思いますが、そういうことも考えていただきたいなって思っております。

新規就農への道は、なかなか、これ一概に、ぱっとして、本当に、きょう募集してあしたからできるかったら、そういう問題じゃございません。まずは研修期間、やっぱり実習とか研修とかで入って、それからでないと、徐々にでないと、これ多分、なかなか本当に難しい問題だと思うんですけども、やはり、口ききといいますか、やっぱり、第一歩はやはり、募集からっていうか、やってみませんかっていうのが大事じゃないかなって。そこから始めてかないと、多分何の問題解決にもなっていないな。これがやがてやはり、就農人口の減少を食い止める何かの一役になるのかなっていう、大げさに言うと、そういうような感じにも受けますんで、何らかの方策というか形を、動きで示していただきたいなというのが、目に見えることでやっていただきたいというのが願ひでございます。

以上、3回目の質問をさせていただきます。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からはですね、町長としての姿勢の基本的なことをお話しさせていただきます。詳しくは、それぞれの担当課長から答弁させていただきたいと思っております。

大野議員ご承知のとおり、今日の厚岸町の酪農、極めて順調に進んでおります。特に生乳生産におきましては、管内でも上位を占めるまでに至っておるわけでございます。これはひとえに、それぞれの農家の努力はもちろんのこと、農協の営農指導等を含めて、

極めてその効果があらわれているのでなかろうか、私はそういう認識を持っておるわけでございます。

それと同時に、何といたしましてはやはり、後継者の育成でございます。これはもう大きな、行政にとりましては悩みなんです。やはり、これは酪農のみならず、先ほど水産関係でもお話がありましたが、若者が流出するということは、将来の厚岸にとっても大きな影響が出てくるわけでございまして、そういう面においては、後継者の育成というのは極めて重要であると、私もそういう認識を持っておるわけでございます。

そういう中で、参考にお話しするんですが、これは厚岸町全般の問題としてお話をさせていただきたいと思っておりますが、高校生、今、厚岸には2校の高校があります。その中で、厚岸町の就職率はおかげさまで、管内でも平均より上いっています。潮見高校においては約7割、水産高校においては約100%でいっております。あと1名残っておりますが、そういう実態の中で、しからば地元にとどれだけ残っているのか、そういうことが、ただいまお話ありました、若者が厚岸に残るといようなことに相なろうかと思っておりますが、潮見高校においては3分の1が地元ですね。そのほかが管内並びにそれ以外という実態であります。ただ、水産高校におきましてはですね、19人の就職希望者のうち地元が5人なんです。そういたしますと、後継者としての水産高校のあり方というものに対して、また、本人の、これは希望ですから、いかに水産高校といえども、それは強制できませんけれども、しかしながら、新設校になります翔洋高校につきましても、これらについても真剣に、魅力のある高校にしていかなければならないだろうと、町長としてもそのように考えておりますので、高校に強く期待をいたしてまいりたい、そのように考えておるわけであります。

どうか、厳しい1次産業、何といたしましては厚岸町は1次産業に元気がなければ厚岸の経済ももたないわけであります。そういう点については、これからも真剣に取り組んでまいりたいと思っております。

それと、先ほどの雇用緊急創出事業並びに地域活性化生活対策事業であります。雇用創出事業については、これは3年間でございます。そのうちの、今年度は4人程度という計画を立てております。それから、生活対策交付金ですが、これは、一般会計もある程度含めながら地域経済を守っていきたいと思っております。といいますのは、やはり雇用というのは、守ることも考えていかなければなりません。といいますのは、今日の厚岸町における建設業、大変厳しくなっております。人が雇えないという、また、やめてもらわなければならない、そういう状況にあることも事実であります。そのために、この制度を利用しながら、そういうことがないように、町長としても努力をしていかなければならない、そういうことも配慮いたしておりますことをご理解いただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 私のほうからは、総合計画の関係でご答弁させていただきます。

大野議員が、要はこの計画については、町の計画でありますけれども、町全体の計画

であるということで、町、役場の計画ではないということをお願いしたいというふう
に思います。町のみでなくてですね、3カ年の実施計画表をお手元に資料として行っ
ていると思うんですけども、そこの中にですね、ソフト事業のほうに、それぞれの持ち
分といいますか、町とか、あるいは関係団体とか、漁協とか、そういった表現でそれぞ
れ役割分担をしながら、3カ年の実施計画に向けてそれぞれ助成金を分担していくとい
うふうに記載をしてございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 町長のほうから雇用の関係の基本的なことは申し上げ
ておりますけれども、私どものほうといたしましても、この雇用問題というのは重要に
とらえております。ただ、ご理解いただきたいのは、すべてをいわゆる町として雇用し
ていくということはこれ、不可能でございます。ですから、緊急時にどういった対応で
きるのかということはもちろん重要なことでございますから、これは明確にしますけれ
ども、一方では行政の効率化というような部分も求められている、そういうような中で、
今できることは何かということを含め今後十分検討しながら取り組んでまいりたい、この
ように考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

●議長（南谷議員） 11番、大野議員。

●大野議員 ただいま町長を初め各課長にはわかりやすい答弁をいただいたんですけど
も、第1次産業の、包括的にいって、町長もおっしゃられたように、おかげさまで多分、
鉏路太田農協下の厚岸町の酪農家は、これ、管内はもちろん、多分、全道トップ規模の
酪農経営をしております。これもまあ、厚岸町営牧場を初め後継者の育成から始まって、
非常にサポート体制が充実している町村だな、自分も自負しております。

そこで、やはり、何といたっても後継者の、おれの代で終わりだじゃなくて、後継者に
も、育てていくというか、後継者がみずから、おれも継いでもいいなって思えるやっぱ
り環境をつくる責任が親として僕はあると思うんですよ。それを個々ならず町の力で、
何とか食いとめるといいますか、減少に歯どめをかけていかないとやっぱり活性化には
なっていない。まして厚岸町には、酪農でいいますとやはり、すべてがと言っていいほ
ど家族経営でございます。一部雇用が集まっているもの、法人経営、会社経営ありませ
ん。家族経営内でやっているんで、減少分をカバーするといってもなかなか、どこまで
も規模拡大は多分できない、限界があるんですよ。それでやはり何らかの、自治体の協
力、もちろん農協、いろんな各関係機関でやはり、これからの未来をやはり、これから
のやっぱり夢の持てる経営体をつくっていくといえますか、明るい希望の持てる産業に
なってほしいということでやはり、町ぐるみで一生懸命、PRでもないし、国にも、い
ろんな資金面でも要請して行って、やはり産業として確立していかんきゃなりませんか
ら、そういう方面でお願い、答弁はいいませんが、お願いしたいなど。

また雇用問題も、これ、百年に一度の金融危機から始まって、自動車産業が衰退して、
こうなったわけですから、相当、何年もないとは思いますが、今度また何か緊

急なことがあっても即対応できるような体制づくりといたしますか、そういうのをお願いしたいなと思って、以上で僕の質問を終わります。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

ちょっと言葉で表現をさせていただきたいと思いますが、私がかつては酪農を、苦農であってはならない、楽しい農、これを称して楽農という一時表現をしたことがございます。そういう意味においては、今ご指摘がございましたとおり、やはり将来に希望の持てる酪農、農業、これは大事なことでございます。

そのためにはやはり、働きやすい環境の整備というものも大事なことでなかろうかと思っておるわけでございまして、その1つにはヘルパー制度もありましょう。さらには何といたしても、今切ろうといたしております中山間事業、これも大きな農業経営にプラスになっておるわけでございますので、この継続も、さきの状況において、私が都合つかずに、副町長、並びに議会からは議長が参加をいたしまして、国に強く要請してまいりました。まあ、継続できるのではなかろうかと私は信じておりますが、それぞれいろいろな制度、事業というものもですね、当地域に誘導をして、今お話あったようなすばらしい酪農にしなければならない、そのように考えます。

それと同時にやはり、先ほどもお話しいたしましたが、後継者の育成、これも最も大事な課題でございます。今ご指摘ありましたことを念頭に置きながら、行政として進めたい、そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

●議長（南谷議員） 以上で大野議員の一般質問を終わります。

次に、13番、室崎議員の一般質問を行います。

13番、室崎議員。

●室崎議員 さきに通告いたしました一般質問通告書に従いまして質問いたします。

質問事項は、認知症高齢者等の支援についてであります。

1番として、我が町における認知症高齢者の実数は把握しているか。要支援、要介護高齢者のうち、認知症高齢者はどの程度の割合となるか。その割合は、この10年余りで変化しているか。以上の点につき、どのような調査が行われているか。

2点目として、認知症予防及び認知症早期発見のため、町はどのような施策をとっているか。

3点目、認知症高齢者本人に対する支援につき、町はどのような施策をとっているか。

4として、認知症高齢者を介護する人に対する支援につき、町はどのような施策をとっているか。

5として、認知症高齢者を地域で支えるための体制構築のため、町はどのような施策をとっているか。

6番目に、若年認知症について、その実態把握、予防、早期発見、本人支援、家族支援、地域で支える体制づくり等について、町はどのような施策をとっているか。

以上をお聞きいたします。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 13番、室崎議員の、認知症高齢者等の支援についてのご質問にお答えをいたします。

まず、認知症高齢者等の支援について、認知症高齢者の人数把握、要支援、要介護高齢者に対する認知症高齢者の割合、その割合について、この10年余りでの変化は、これらの把握のためにどのような調査が行われているかとのことではありますが、認知症高齢者の実数把握では、平成20年4月1日現在のデータではありますが、日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが多少見られても、だれかが注意していれば自立できる、日常生活自立度がⅡ以上の認知症の方は287名であり、要支援、要介護認定高齢者504名に対する割合は56.9%であります。この数字は、要支援、要介護認定を受けている方のデータでありますので、身体機能の衰えがなく介護認定の申請をしていない潜在的認知症の方がいることを考慮すると、実態を把握していると言えない数字でもあります。

また、要介護等認定高齢者に対する認知症高齢者の割合について、この10年余りでの変化はどうかとのことですが、平成15年では220人で59%、平成17年では220人で49.5%であります。平成15年には、要介護認定高齢者以外に在宅介護支援センターによる訪問調査による対象者もいることから高い割合が出ておりますが、平成17年と平成20年の比較でも、67名、7.4%の増加となっております。

認知症高齢者等の実態把握の調査については、介護保険制度がスタートする前の平成10年、11年に65歳以上を対象にした高齢者実態調査が行われ、これらの結果から要介護度を推計するということが行われておりますが、この時点で認知症高齢者として把握したものは残っていませんし、その後、認知症高齢者に特価した調査は行っていません。さきに報告させていただいた認知症高齢者の人数等は、介護認定審査会で要介護度認定があった要支援、要介護認定者のデータから、日常生活自立度状況により把握しているものであります。

次に、認知症予防や認知症早期発見の施策についてであります。認知症に対する情報の収集、発信のために、介護の予防支援を担当する地域包括支援センターが総合相談窓口の役割を持ち、家族やケアマネジャー、民生委員などから寄せられる困難事例や相談の中で、介護保険との連携や医療機関の受診誘導などを含め対応させていただいており、引きこもりなどによる症状の重症化を予防するためのデイサービスの利用などに誘導していくことなども含め、個別支援に努めているところであります。

また、医療や保健との連携では、地域で開催する健康教室や転ばない講座、健康診査時の生活機能チェックなどを利用して、介護予防の視点からの情報共有を図ることで、認知症予防や認知症早期発見につなげていく体制づくりに努めているところであります。

次に、認知症高齢者本人に対する支援についてであります。認知症の症状により、生活に支障ある方は介護認定を受けていただき、ケアマネジャーによって個別支援計画が立てられ、支援を進めていくこととなります。町としては、介護サービスでは充足で

きないサービス提供のため、厚岸町介護予防生活支援事業条例に基づく緊急通報システムやハートコール事業、生活管理指導員派遣事業など生活支援のための支援事業を進めているところであり、独居の方の場合などでは、地域包括支援センターが窓口となり、担当ケアマネジャーや地区民生委員と連携した支援に努めています。また、虐待や権利擁護に関する相談、支援のほか、徘徊などで高齢者が行方不明になったときに、行政、警察、町内関係機関が連携するSOSネットワークを構築し、徘徊高齢者等の早期発見に努めているところでもあります。

次に、認知症高齢者を介護する人に対する支援についてですが、これも地域包括支援センターを窓口とします相談窓口が、家族等の介護者からの相談に対し支援を行っています。介護者の負担の軽減や本人に安らぎの場を提供するためのデイサービスやショートステイの利用なども含め、担当ケアマネジャーと連携し、相談支援の対応を図っているところでもあります。

また、認知症に特化した事業ではありませんが、平成15年からは介護している人を対象に、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識、技術の取得を目的に、家族介護教室を開催してきています。この家族介護教室は、平成17年からは家族介護者交流事業として、介護する人にも、年に1回は温泉に入って介護から開放されたゆっくりした時間を持っていただくよう、交流型の家族介護教室に変えて取り組んでおります。参加される介護者同士の情報交換や励ましの支援事業となっているところでもあります。

次に、認知症高齢者を地域で支えるための体制構築の施策についてであります。

国は、平成15年に「認知症を知り 地域をつくる 10カ年構想」を打ち出し、その事業の展開を進めているところであり、当町でも第3期の介護保険事業計画において、地域における包括的、継続的な支援体制の整備として、だれもが住みなれた地域の中心で安心して生活ができるよう、地域全体が一体となり住みやすい社会を形成していくことが必要であるとしているところでもあります。その構築ができておりません。先駆的な自治体の取り組みに学びながら、地域の皆さんと協働し、地域で支えるための体制構築を進めていくためには、検討を急ぎ、進めていきたいと考えているところでもあります。

最後に、若年認知症についてであります。要支援、要介護認定者のうち、65歳以下の第2号被保険者の方は20名いらっしゃいます。このうち日常生活自立度Ⅱ以上の在宅要介護者は、6名であります。認知症高齢者の実態把握と同様に、潜在的な若年認知症の方を含めた把握はできていませんし、支援体制や施策についても、介護保険サービスや障害者に対するサービスの範囲における本人、介護者への支援であります。

認知症状を来す疾病は幾つかありますが、脳梗塞などによる脳血管性認知症の場合は、予防や早期発見には健康診査受診や生活習慣の改善が効果的な対策の一つであり、検診受診意識の普及を図ってまいりたいと考えているところでもあります。

一方、アルツハイマー型認知症のように原因がつかめていない認知症の場合には、発症しても徐々に進行するため、早期発見が大変困難であり、家族や周りの人の気づきによって初めて医療機関へ受診するということとなります。

認知症になってからの支援も、若年であるがために、認知症高齢者の支援の中になじまないという課題が出てまいりますし、現役で働いている方の場合、仕事ができなく

なることで経済的な問題も抱えることとなりますことから、実態を踏まえた中で、本人、家族へのネットワーク支援などのあり方の検討が必要と考えています。

認知症に対する支援は、極めて専門性が高く、相談内容が複雑、困難な場合が多いことから、釧路保健所や専門医の協力も得ながら個々に対応しているところですが、在宅支援では、介護サービスを利用していても家族の負担は軽減されない実態があります。高齢化社会の将来のまちづくりのあり方として、地域の支え合える力という資源を協働で活用できるような施策を研究し、展開を図ってまいります。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 介護保険の中にも、あるいはそれに準ずる施策の中にも、認知症高齢者に役立つようなメニューは今いろいろございますが、そういうものを全部並べた、これもまあ、認知症高齢者には多少役に立つであろうというものを全部並べたというような感を否めないわけでありませう。

それで、まず1点お聞きしますが、今、厚労省なんかいろいろなものを出しています。その中によく書かれているのは、認知症対応がきちんとできてなければ介護サービスができていとは言えないというぐらい、これは、高齢者介護という、介護保険がそうなのですが、こういう介護サービスへの、いわば要であるというようなことがよく書かれています、そのような認識を持っていらっしゃいますか、厚岸町は。まずその点、イエスかノーか、お答えいただきたい。

●議長（南谷議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） お答えを申し上げます。

質問者おっしゃるとおり、国の介護制度を表現するものですね、そういう言葉で組み立てられているということについては承知をしておりますし、今回ご質問いただく中でも、認知症に対応した地域での早期発見や支援の仕組みというものが、これからの介護保険制度の中では標準的な仕組みとしてつくられていかなければですね、介護保険制度で、地域でサービスでいろいろ、今の介護保険制度のサービスを使っているだけでは、日常生活が、在宅では成り立っていかないという認識であります。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 担当者は問題をきちんと認識してらっしゃるというふうに思いますので、そのような観点からお聞きいたします。

それで、いろいろなメニューを示してくださいました。今聞いていてふっと思ったのですが、食堂に行って、ショーウィンドーに並んでいるいろいろなサンプルを見て、それを幾ら見ても、その話を聞いても、それではおなかいっぱいになりませぬね。実際に注文して、おいしい料理が出てこなければならぬわけでありませぬ。したがって、

今いろいろ上げられたものが実効性があるのかどうかということについて、時間の許す限り、一つ一つ検証してみたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それですね、厚岸町における実態というのはそれなりにつかんでらっしゃるということはわかりました。ただ、潜在的数があるということを考えなければならないということもご説明いただきました。

国はですね、平成22年で認知症高齢者が225万を超えるんじゃないかというような推計を平成10年ころから出し始めました。それで大変な問題だという認識を持ったわけです。いろいろな施策を考えました。それが、今、答弁の中にもあった10カ年の話になって出てくるんだと思うんですが、それで、すべての施策の根幹は、関係者、その職種にある人はもちろんのことですが、一般住民が認知症というものをきちんと理解してもらわなければ、施策を進めることができないというふうに考えたようです。それで、認知症サポーター100万人キャラバンというものを平成17年から動き出しました。これ、全国キャラバン・メイト連絡協議会というのが実際の取りまとめの団体になっておりますが、実質的には、これは国の施策ですね。

これはどんなものかといいますと、キャラバン・メイトという人をまず、講習会で研修を受けてもらってつくりします。このキャラバン・メイトが今度は地域でミニ研修会を行って、サポーターという人をつくっていくわけです。これを全国に、このサポーターで100万人を超えるだけの人をつくらう。そうすると、その人たちは認知症というものを正確に理解した人たちになる。認知症には、まず早期発見が大事ですから、認知症をきちんと理解していないと早期発見できません。これは答弁の中にもありましたね。それからもう一つは、言われなき偏見というのがやはりついて回りますのでね、人格の障害を起こす部分がありますので。それで、これはこういう病気なんだということをやんとわかってもらわなきゃなんないということから始めたんだろうと思います。

認知症サポーター100万人キャラバンの説明は結構ですから、この施策は、厚岸町でこれを行った場合に効果があるとお考えですか、それとも、厚岸町という場所では、このようなものはやっても何も意味がないとお考えですか、この点を伺いたいと思います。

●議長（南谷議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） お答えを申し上げます。

当町も平成18年、19年とですね、認知症に関する、住民に理解をいただくという目的で、あみかを会場に、実は研修会をやっております。それはそれとして、関心のある方がお集まりをいただいて、1回、七、八十人ずつ集まったというふうに聞いておりますので、それはそれとして、効果のある取り組みではあったというふうには思っております。

それで、今、議員お話しの、いわゆる100万人の認知症サポーターを育てていこうという視点の中ではですね、これは厚岸の取り組みは一つの手法であって、むしろ地域地域です、そういった自主的な研修であったり取り組みであったりというのが発展をしていくというところにねらいがあるようでありますから、そういう意味では、当町にとっても、今までも必要であったんでしょうし、これから、その体制ができてないとい

う中では、ますます重要な視点での取り組みになってくる、いわゆる効果として、地域で認知症の方々を支える体制としては、この取り組みは一つの大きな力になってくるだろうという認識であります。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 聞きようによっては、ほかのことをやってるからそんなものはいらんんだというふうに聞こえるんだけど、そうではないんでしょうね。

それで、お聞きしますが、これは平成20年の12月10日現在のデータです。都道府県別に言いますと、北海道はですね、メイトプラスサポーターの数が人口の0.666%で非常に高いんです。北海道は非常によくやっているんですね。一番高いところで0.9幾つってような、1%にちょっと切れるところもありますけどね。それで、市町村別でも出ております。ここにはこういう項目があるんですよ。まず市町村に窓口があるか、講座回数がどうか、メイト数がどうか、サポーター数がどうか、メイトプラスサポーター数、このすべてがゼロ、要するにおれのところは何も関係ないよという町村が全部で41あります。窓口すらないというところですね。窓口がなくても、メイトやサポーターが結構いる町村もありますからね。ほかのやり方もあるんだろうと思いますけどね。

それで、今、180あるうちの41が全くの空欄になっています。その中でですね、2,000人、3,000人というような村もありますからね。人口1万人を超える町で全くの空欄というのは、北海道180市町村の中で、厚岸町とあと1つだけです。厚岸町はやはり、こういうような問題には非常に消極的だというふうに言われても仕方がないんじゃないでしょうか。

やはりこういうようなものについて、これは窓口は自治体ですから、基本的に。自治体以外のところが手を上げるのは非常に、要件が難しいようです。それで、自治体が手を上げて窓口になった場合には、その市町村長が推薦する人がまず、このメイトの講習会というものに出れるようです。こういうものはやっぱり早急にやるべきじゃないですか。そして、町内で、まず認知症というものがどういうものなのかということみんなが知ってもらって、そこからすべての事業を展開していく、いわば基礎をつくるということが大事じゃないんでしょうか。この点については、まだまだこれから検討の段階ですか、それとも早急に始めるという態度をここで明確にしますか、お答えいただきたい。

●議長（南谷議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） お答え申し上げます。

現時点でどこまで考えているのかというご指摘でございます。11月に先進行政視察にも同行させていただきまして、厚岸よりも多少、人口規模でいうと8,000人規模ですから、小さい自治体でございましたけれども、認知症を課題として、随分、我が町と進み方が、取り組みの仕方が違うなという実態は、まざまざと勉強させていただきました。ここは平成12年から、もっといいますと平成10年の高齢者実態調査の時点からですね、認知症を課題として、どう取り組んでいくんだというところからスタートをしたということで

ございました。

それで、その当時から問題を取り上げた保健師さんが、今現在も第一線で頑張ってもらっていると、保健師さんからいろいろお話を伺いましたけれども、当町も、その当時からかかわってもらってる職員も、スタッフも今現在もおりますが、中心的に、リーダーであった方がですね、今、職場に残っていないという状況も含めて、あのときは釧路の事情があったのかなというふうに思いますが、それはスタッフ側の問題でありまして、厚岸の介護保険制度の取り組みとして、こういうことをやりたいという提言を理事者にきちっと伝え切れていないという経過があったということについては、おっしゃるとおりだというふうに思っております。

そこで、厚岸として具体的に何をどうしようとしているのかというレベルのお話ですが、まずは中心になります私どもスタッフの、ぶれのない方針づくりというものを、課題を共有しないと、一部の思いだけではなかなか、地域に出てって、あるいは関係する団体とお話をするときに目を見てお話ができないということになろうと思えます。そういう意味では、我々側の、ぶれのないきちんとした方向性を確認をする中で、地域や老人クラブの皆さんでありますとか福祉関係の団体の皆さんと、何ができるのというところの一つ一つを、できるところから始めていくということが今求められているんだらうというふうに思っております。

●室崎議員 端的に教えてください。

●保健介護課長（久保課長） はい。

ここまで取り組みが、先進の自治体から見るとおけているという中では、一つ一つ、提言いただいた、住民に理解をいただくことが1年目の作業で、メイトをつくるのが2年目の作業でとかという時間的な余裕はないんだらうなというふうに思っておりますので、私ども、災害時の要支援のプランづくりというものも具体的に地域にお話をして進めていこうということも一方でございます。そういう意味では、認知症や要介護の皆さん方の実態把握も含めてですね、並行した取り組みの中で実態把握をし、その上で地域の皆さんと何ができるというところを協議をしていきたいというようなどころから入っていきたいというふうに思っております。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 私はね、全体的な施策をどう進めるんだなんて今聞いていませんよ。キャラバン・メイトっていう、この、国が今、一生懸命旗振ってやっているこれやるんですか、やらないんですかって聞いたんです。全然答えになっていないんですね。そんなことによって時間つぶされたんでは、エネルギーの無駄ですよ。これ、やっていただきたいですね、早速にでも。そして1人でも多くの、認知症というものを理解する人をつくっていただきたい。それから今、課長がおっしゃったような、町長答弁のような全体的なお話をしとったけれども、その指導が始まるんじゃないですか。

それで、サポーターというのは既に58万人できているそうです。これは今年の10月現

在です。約ですね、端数あります。それから、キャラバン・メイトが2万3,500人できていると。これだけもう動いているんですよ、17年から。猛烈な勢いで動いている。厚岸町がそれについて、これから皆さんと相談して、どうしようか考えましようって言うような、そんなものではないと思いますよ。これについては早速に進めていただきたいというふうに思います。

時間ないから次のに移りますが、この窓口を包括支援センターでつくっていると、そして、問題のある方は相談してくださいとやっています。それはわかります。それで、それなりに担当者は一生懸命動いている、それもよくわかります。ただ、体制がきちんできてない中で担当者が苦勞しているっていうのは、苦勞している割に効果ないんですよ。体制がないということは、それぞれの力がばらばらになるんですね、組み合わせられないんです。そうすると、穴の中でもがいているような形になってしまいかねないんですよ、今そうだと私は言いませんがね。だから、非常に担当者はつらいと思うんです。その辺、よくわかって言っているつもりです。

それで、認知症に関してはやはりいろんな相談があると思うんです。これはですね、西村式でいうと軽度、中等度、重度、それから日常生活自立度でいうと1、2、3、4、5、6だったかな。そういうようなものが、2か3がA、B、Cぐらいに分かれていますかね。どちらでもいいんですが、素人流にあって、相当重くなってからの、いや、まあ、自宅でもってもう面倒見切れないようになってからの相談っていうものが、割とどの町でも多いようですが、厚岸町ではどうでしょうか。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からですね、先ほど、申しわけありません。認知症サポートについてですね、町長として答弁をさせていただきます。先ほど課長から答弁あったのですが、ちょっと物足りなさを感じたわけですから、町長として答弁をさせていただきます。

ご承知のとおり、今、厚岸町は、高齢化がものすごく進んでおります。現在、65歳以上の高齢化、すなわち高齢化率、27.7%です。あと10年もしますと、約30%間違いないという、これは国の推計ですから、そのようになるかなと思っております。

そういう中で、認知症につきましては既にご承知のことと思いますが、65歳以上の方は15人に1人煩う可能性があるということです。それと、85歳以上の方は4人に1人が可能性があると言われておるわけでありまして。そこで、先ほどお話ございましたとおり、国といたしましては、認知症のサポートを推進をしているという実態にあるかと思いません。北海道におきましては、既に3万7,000人登録されておるところでございます。

そういう中で厚岸町はゼロだというお話を承ったところでございますが、当然、厚岸町の人口構成からしましても、やはり、何らかの研究、調査を重ねながら、やはり認知症の実態というものに対して対応していかなければならぬだろうと、そのように私は考えておるわけでありまして。

そういう中で実は、認知症に関係するものとしていたしましては、ケアマネジャー、民生委員、医療機関、地域包括支援センター、ショートステイ、ホームヘルパー、デイサービス等々がございます。やはりこれらのネットワークというものも必要でないかという

ことで、やはり、地域で支えるシステム、これを構築していかなければならないのではなかろうかと、そのようにも考えておりますので、調査、研究しながら、今の質問に対しましてどうするか考えていきたいと思っております。

特に、きょうの机の上に上がっております、2月9日の厚生文教常任委員会の視察も議会報告として上がっております。その中で、本別に行ってきたという中で、詳しく本別の行政としての認知症の取り組みについて記されております。これも非常にいい参考になったなど、私はそのように思っておりますので、先進地等も研究しながら、厚岸町としてはどうすべきかということを考えてまいりたいと、このように考えます。

●議長（南谷議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 相談窓口の包括支援センターの相談状況でございます。

家族からいろいろ相談がある部分では、やはりもう少し早い時期に相談していただければというケースもございますが、多くはケアマネジャーが既に介護支援としてついていてという状況が多いようでございます。そういう意味では、包括のほうに相談があった部分については、重い方もいらっしゃるし、そうでない方もいらっしゃるということでございます。

やっぱり、一番問題になりますのは、周辺行動が出てくる、徘徊でありますとかということが出てきて、あるいは家族介護者とぶつかり合ってしまうとかということがですね、やっぱり相談の中での難しい部分ということで受けとめているところでございます。

●議長（南谷議員） 13番さん、質問は休憩後とさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

●室崎議員 はい、わかりました。

●議長（南谷議員） 本会議を暫時休憩いたします。

午後2時59分休憩

午後3時30分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

13番、室崎議員の一般質問を行います。

13番、室崎議員。

●室崎議員 町長から包括的に、非常に積極的な答弁をいただいたので、いわば私の所期の目的は終わったような感じすらいたします。そのぐらい非常に、私としては大変ありがたい答弁をいただきました。認知症サポーター制度なんかも、近々に始まるものだというふうに期待しております。

その上で、あとは問題点の指摘というか、そういう点で、たくさんあるんですけども、時間も余りありませんので、かいつまんで何点か申し上げます。今、それが全部、厚岸町でできてなければならないということではなくて、これからそういうところが非常に大事であろうというつもりで申し上げますので、お聞きいただきたい。

まず1点はですね、先ほどの答弁の中にもあったように、要介護、要支援の高齢者の、いわば半数以上が認知症、軽重の差はありますけれども認知症の症状があるという状況であるという中です。それで、どうしても認知症について、本当の専門家を除くとですね、やはり理解度は非常に少ないし、特に初期症状なんてのはわかんないわけです。非常に早い段階で発見して治療をする、それから、同じ生活をするんなら認知症にならないように、あるいは認知症の症状が出たとしても、本当に早い時期なら治るようすし、そのやり方によってはね、あるいは、その進行をおくらせるというようなことができるというふうに聞いてます。それで、そういう予防、早期発見、こういうものが非常に大事であるというふうに言われています。

それで、その中の1つがですね、まず老人健康診断の受診率を高めるということですね。また、受診率が高くなければ、どんないいものやってもほんの一部の人にしか行きませんから。それと、その中に認知症審査を組み込むということが非常に大事だと思いますので、これも実現に向けてご検討いただきたい。

それから、お聞きするんですが、そこで非常に大きな要因は、かかりつけ医になるべく早く相談しなさいという言い方をよく言われます。それで、町立病院としては、町立病院自体として診断体制や町民への働きかけを含めてですね、認知症に対応する体制はどうなってますでしょうか。

それからもう1つは、福祉課、その他の関係者との連携という意味で、あるいは指導という意味で、どうなってますでしょうか。その点について、どのようにお考えか、端的に、時間も余りありませんので、簡単にお答えいただきたい。

●議長（南谷議員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） うちの職員含めて、厚文の視察にも同席をさせていただきました。その中で、そういう病院も見えてきているということを私の報告に記させていただいております。

そういう意味で、実は4月からドクターが入れかわるわけですけども、その段階の部分で、実は本別の病院の内科医師をうちで、今回、4月から任用することに相なります。そんな意味でですね、この先進地と言われる認知症のいろんな取り組みも、病院でやっていることも聞いておりますし、ただ、基本的にですね、かかりつけ医がこういう診断をしていくということは必要なことすし、そういう、外来まで設けられるかどうかは別といたしまして、内部協議を今、していく必要があるというふうに思っています。ただ、これは医師の、やっぱりいろんな業務がありますんで、そこまで持っていけるかどうかわかりませんが、そういう協議を、そういう病院でやっているドクターも来るということでありまして、考えてまいりたい。

ただ、認知症はですね、非常に、2階の病床を持っておりまして、9割近い方々が、

なんだかんだの、療養病床の認知症の患者になっています。それと、心和園との連携の中では、最後は、我々の9割の患者さんというのは、心和園に戻れるような状況じゃないということでもありますんで、最後はうちで診ていかなきゃなんないところもあります。ですから、含めて、予防という観点をやっぱり、かかりつけ医としての、今の意見をいただきながら、院内の医局の中でも協議してまいりたいというふうに思っております。

●議長（南谷議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 高齢者の健診の部分でございます。

議員おっしゃられるように、健診を機会に早期発見をするという視点は現在も持っておりますし、75歳以上にこだわらずですね、65歳以上の方々については、健診時に生活機能評価というものも別にチェックをさせていただいてという取り組みをしております。そういう意味で、21年度の健診の体制の中で、さらにこの評価をどう使っていくのかということも継続してやっていきたいというふうに思っておりますし、受診率を高める部分でも、20年度とはちょっと、高齢者の健診自体もですね、後期高齢者の取り組みとして変わってくるようでもありますから、そういった条件を生かしながら受診率の向上ということに努めていきたいというふうに思っております。

●議長（南谷議員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 福祉課としましては、ご質問者からの質問もあります若年認知症という問題もございますが、障害の立場では、なかなかその把握というのは難しいものがございますが……。

●室崎議員 若年認知症はこれから聞きますから。若年認知症はこれから聞きます、一問一答ですから。聞いたことだけ言ってください。

●福祉課長（土肥課長） 答弁書の中でもあります、民生委員などとの連携を図りながら、徘徊等々、気になる事例がありましたら福祉課で受けて、窓口となります地域包括支援センターへの連絡を図るとか、そういった連携をとっていきたいと考えてございます。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 連携の話は、また後で聞きますから。

それで、施設の話が今、病院のほうから出ましたので、それに付随してお聞きしますが、町長の答弁から本別という町の名前が出ましたので、本別に関して言いますと、10年前の調査のときに、施設入所者のうちの7割に、軽重の差はあっても認知症の症状が出ていたそうです。

それで、心和園でお聞きしますが、やはり相当数の、7割が8割か6割か知りませんが、方に認知症の症状が、軽重の差はあってもあると思うんです。それで、この認知症

に対してですね、どのような体制をとっているのか。1つには、職員の認知症に対する研修とかいろいろ、そういう意味での介護の質を上げなきゃなんないと思いますよね。その点でどうでしょうか。

それから、その認知症の予防、早期発見、治療というような意味で、どういう体制をとってますでしょうか。この点について、時間もないので簡単に結構です。お聞かせください。

●議長（南谷議員） 特老ホーム施設長。

●特老施設長（桂川施設長） 特老に関する認知症の方なんですけど、大体98%ということでございます。

それで、その職員に対する関係なんですけれども、病院との連携とか、あるいは講演会ですね、その研修会に参加したりとか、そういうようなことで、職員のレベルアップは一応実施しております。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 職員の研修だけですということですね。はい。

それで、次にですね、本人の支援という点でちょっとお聞きするんですが、1つには、そういう認知症を早期発見して、早期治療をして、なるべく悪くならないようにしていくという体制をきちんとつくっていかねばなりませんよね。そのためにも、みんなが認知症というものをきちんと理解していないとできないというのは前提ですが、それで、そういう関係者の連携なんです。先ほど福祉課長のほうが、そこが非常に問題だというふうに、わかってらっしゃるから私が聞く前におっしゃったと思うんですけども、どうも、例えば民生委員と連携とってますというんですけども、私、1、2、民生委員に、ちょっとまあ、もちろん個人的な問題じゃなくてですよ、抽象的な話を聞いてみても、Aという人がいた場合に、役場のほうからAという人についてちょっと見てくれなにかというような形での指示はあるけれども、全体像、いろいろな担当者がいるわけですね。包括支援センターもあれば福祉課もあるし、何もあるし、そういうところで、ここの部分はこういうふうに言っているから、あなたにはこういうことを言ってほしいんだというような形での全体像が見える指示というのは一度もなかった。これは複数人から聞いています。すなわち、そういう形ですね、どうも、連携とはいいいながら、ネットワークのような編み目状態にはなっていないんじゃないかという感じが非常にします。この点についてはやはり、もう一度、そういう観点からですね、やはり検討して、構築をしていただきたい、そういうふうに思います。この点はいかがでしょう。簡単に結構です。

●議長（南谷議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） お答え申し上げます。

今、民生委員さんのことが例として挙げられておりましたが、私の思いとしましては、民生委員さんも、それから社会福祉協議会の福祉委員さんでありますとか、もっと言えば、やっぱり地域の方々にそのことを理解していただいて、アンテナを立てていただいでですね、こちらのほうに情報をいただけるというところがやっぱり必要なんだろうというふうに思います。そんなネットワークづくりを目指してですね、どうあったらいいのかという検討、研究をさせていただきたいと思っております。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 それからですね、現在、非常に重要視されつつあるというかな、光が当たりつつある問題なんですけど、認知症の方の権利擁護の部分なんです。特に認知症高齢者で今問題になっています。

それで、平成12年に民法も改正になりまして、成年後見という制度に変わりました。今までは禁治産とか準禁治産とか言っていましたがね。民法はご存じのとおり財産法ですから、その人が持っている財産の管理が中心ですけども、それに付随して、いわば介護療養の部分もこれに付随する形で出てきています。それと同時に、新しい制度として任意後見というのが出ました。それから、厚岸町成年後見制度支援事業というものも立ち上がりました。

ただですね、制度は確かにできているんです。厚岸町成年後見制度支援事業というのは、介護保険サービスを受けるか、受けようと思っっているような状況にある、老人福祉法から見て町長の申し立てが必要だ、それから費用の助成の必要性があるというような条件に合致したとき初めて動くという範囲ですよ。ところがそうじゃなくて、原則、成年後見制度というのは、本人と、4親等内の親族と、一定の人と検察官というふうになっていますから、そういう人が申し立てをするんですけども、また任意後見というのは、まだしっかりしているうちに、将来、自分がそういう状況になったときの後見人を自分でもって契約でもって決めていくという制度ですけども、そういうものを含めて町が支援体制をつくらなければ、現実に機能しないんですね。素人に、あなたのおばあちゃんは、これ、後見人つけたほうが良いと思いますよって担当者が言ったら、それこそどうやって、裁判所へ行って、どんな申し立てしに行くかなんてわかりません。それから任意後見だって、一見簡単なようですけども、実際に後見発行となると非常に難しい。いろんな条件があります。そういうときに、どんな支援ができるのかっていうことがあって初めて、そういうものが何もないときでもやりますよという厚岸町成年後見制度支援事業が生きてくるんじゃないかと、そのように思いますが、この点について、今、ここまでできてますという話でいうと、大変、はっきり言ってお寒いんだと思うんですが、これからどういうふうに進めていくのか、簡単ですが方向だけでも示してください。

●議長（南谷議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） お答え申し上げます。

今、議員おっしゃられた町の支援事業要項でございますが、老人福祉法等々で、法律で市町村長が行うという規定がございます、それに具体的に対応するための要項でございます。

それで、ご意見いただいていますように、物をつくっただけでは身になっていないというところでは、具体的な事例の受け方も含めて、まだ、20年の3月につくった要項でございますので、実践も足りない、経験も足りない中で今動いております。そういう意味で、おっしゃられるように、この申し立てをするのに何が必要で、どういうことが行政としてやらなきゃいけないかというところまでの、きちっとした対応マニュアルというものがですね、用意をしながら、利用しやすい、連携しやすいものにしていく必要があるのではないかというふうに思っておりますので、なお努力をしていきたいと思っております。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 それから、若年認知症についてお聞きいたします。

何か答弁ではですね、40歳から1号被保険者になるんですね。その中での認知症発症の人だけを対象にしているようなふうにも読めたんですけどね。それは、初老期認知症でしょう。若年認知症というのは、18歳から39歳までに発症した若年時認知症と、40歳から64歳までの間に発症した初老期認知症を合わせて言ってますよね。だから、答弁としては半分しか言ってない。半分になるかどうかは別にしてね。

それで、この実態調査っていうのは国も行っているし、東京都も行っているし、札幌市も行ってますね。そういうところでもって出てきた、本当の推定値なので、厚岸町にそのまま当てはめてどうなのかというと、人数は、答弁のこれとは合わない、むしろ多いんですよ。10万人で50人から60人って言ってますからね、18歳から64まで全部合わせてね。だから、そういう意味ではちょっと違うんで、これはまあ、統計のぶれですからそんなことはいいんですけども、この若年認知症について、今回、私も質問のためにいろんな事例を読んだんですが、まず涙なしには読めないです。非常に悲惨ですよ。若いうちに働き手が、人格に変調を来すんですよ。仕事はもちろんできなくなります。家庭の崩壊を招きます。経済的にも大変です。それから、高齢者認知症に対してでも社会の冷たい目というのは相当ありますが、若年認知症になりますというと、非常に偏見が強い。そうすると、介護をしている人は、これは、いわゆる高齢者認知症の場合も同じくあるんですが、まず第1に、介護を受けている人に感謝してもらえない。周りが理解してくれない。周りは偏見の目で見ると。経済的にも大変になる。ないんですね、逃げ場が。非常に辛い状況、悲惨な状況というのが出ております。

そういう中で、やはり厚岸町としてはですね、統計からいっても当然、5人以上の人はいるわけですから。だから、そういう状況に陥っている本人並びにその家族に対して、少しでも温かい手を差し伸べるためにどうしたらいいかということは早急に進めていただきたい。これはある意味では、高齢者認知症よりもまだ重要なのか、少なくとも本人にとっては大事なことはないのかというふうに思います。

それから、国の実態調査によりますと、対象患者のうちの4割近くは全くサービスを

受けていなかったというようなものも出ております。それともう1つは、潜在数というのがやはり非常に多いかと思えます。周りの偏見が強いですからね。そういうことを含めてですね、大変なのはよくわかりますけれども、早急に、これについての施策も進めたいと、そのように、これは切に願うところなんですが、いかがでしょうか。

●議長（南谷議員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 若年認知症のご質問でございますが、福祉課のほうでは、障害という位置づけで把握をしてはございますが、実際にその病名がつくといったところの把握というのは、実際にはできておりません。先ほど来から議論いただいておりますように、家族の方、民生委員の方、さまざまな方からの情報を頼りに支援するしか方法がありませんが、それによって、どういったサービスがあるのかなのか、できるだけ範囲で窓口対応を進めると、相談支援の体制を充実すると。ここと隣の保健介護課の、保健師の指導になるんですけれども、これが今現在できる範囲ではないのかなと。そこから本人が望むサービスは何なのか、必要なのか、どんなサービスが必要で、どれくらい必要なのかということを含めて、マネジメント等を含めて、これは障害福祉の対応の中で、きのうも協議会というものが開催されておりますが、そういった体制をつくる仕組みづくりを21年度からは進めようという話を、昨日夜の会議の中でも行っておりますので、そういった範囲の中で対応するしか今は手がないのかなと、実態はつかめていないというのが本当のところでございます。

●議長（南谷議員） 以上で室崎議員の一般質問を終わります。

次に、1番、音喜多議員の一般質問を行います。

1番、音喜多議員。

●音喜多議員 平成21年第1回定例会に当たり、さきの通告に従って質問をさせていただきますので、誠意あるご回答をお願いする次第であります。

まず、失業と雇用対策についてお伺いしてまいります。

まず1点目に、昨年、アメリカに発生した金融危機から来る不安から世界同時不況へと発展し、日本も輸出減や消費不振から生産部門の派遣切りや雇用解雇、内定取り消しなど、人間として生きていく源である雇用や生活に大きな不安を呼び、社会問題化しております。これらの状況を踏まえ、厚岸町はどのように受けとめ、その影響度合いはどうか把握し、認識されているのか、まず1点目としてお伺いしたいと思います。

当初、国は、その影響度は少ないと見ておりましたが、小泉政権の規制緩和から来るはかり知れない矛盾が拡大、露呈する中で、国は3次にわたる対策を打ち出しております。

2点目に、厚岸町は、それにこたえるような施策は、昨年末まで、そして年度末まで、また、年度末でも年末でも、平常時でも厳しいと言われる冬場の就業対策、いまだ何ら1つとして手を打たれていないようではというふうに思いますが、今後を持ち越されましたが、この状況に対する厚岸町の具体的対応策をお示しいただきたいと思えます。

3点目に、これから出されます施策の中で、1件でも町内事業者や町内の労働者が、この施策によって雇用に結びつき、仕事ができるようにと思うのは私だけではないのではないかと思います。発注に当たり、条件をつけるという可否は別にしても、平常の場合と違う特別な対応が必要と思われるのでありますが、いかがでしょうか。町内労働者の雇用を1人でも多く、就業の機会をこの際、綿密にとる必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

4点目に、国は、百年に一度と言われる今日の状況ですが、我が町の経済状況は、通常でも好調だとは言いがたく、特に雇用や労働に厳しいものがあります。そこから来る一団の落ち込みが想定される中、今後、これらから来るさまざまな事態、例えば就労や労働のほか家庭内や生活上の問題などから起きてくる反省することがありますが、その対策をとる必要があると思いますが、それに対する考え方をお伺いいたします。

次に、廃棄物処理について伺ってまいります。

まず1点目に、産業や家庭生活から出るごみの減量、再生、資源化は種々努力され、その成果をおさめていると高い評価をしてもよいと思いますが、さらに一步前進させるためにも、現状を十分把握する必要があると思えます。

そこで、今までの分別収集から今年度は資源ごみを意識し、さらには町民に協力を得て再分別し、資源ごみとしての活用をしようと減量化に努力されておりますが、減量化の成果はいかにあるか伺う次第でございます。

次に、その細分化した資源ゴミの引き取り状況と申しますか、雑品の流通状況はどのようになっているかということでございます。そしてこれら資源ごみのリサイクルにも、仕事として目標を設定して取り組んでいると思えますが、その設定目標と達成状況をお伺いしたいと思います。

2点目に、可燃ごみの焼却炉、今年もと申しますが、ダイオキシン対策等で建設当時から想定されない要因もございましたが、幾度と改修を重ねてきました。この先どのような状況にあって、使用可能な年数はどのくらいと見るか、その状況をお伺いしたいと思います。

3点目に、気になるのは、今後、ごみの処分、特に焼却炉の建設は、1町、厚岸町単独では処理できないということでございます。広域でなければならないという状況の中で、周囲を見ると、新年度から弟子屈は釧路の連合へ、浜中町は2、3年、根室市へ委託する予定であります。そのような状況の中で、厚岸はどのように対処しようとしているのかお伺いして、第1回目の質問といたします。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狹町長） 1番、音喜多議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の失業と雇用対策のうち、米国発金融危機による世界不況から、日本国内の雇用や経済が深刻化している状況を踏まえ、当町における失業、雇用、経済問題などをどのように受けとめ、影響が出ているのかのお尋ねであります。

厚岸町における経済の状況につきましては、町の基幹産業である漁業、酪農業では、ほぼ例年並みの生産水準にあります。昨年の燃油価格の高騰によるコストの上昇の痛

手を受けましたし、輸出の鈍化による販売数量の減少や公共事業の減少、さらには観光客の減少や個人消費の低迷の影響を受け、町内地元企業などの多くは厳しい経営状況にあります。

また、雇用情勢につきましても、道外での派遣切りや、地元建設業を中心に、不況による倒産やリストラもふえていますし、釧路管内の有効求職者数も前年同期を上回る状況になっており、この影響は厚岸町にも及んでいるとの認識に立っています。

今日の我が国における景気の低迷はしばらく続くとの見方もされていますが、地元での就職先の不足から、町の人口減がさらに加速することも懸念される所であり、この問題は、厚岸町にとって重大なものと受けとめております。

次に、これに対する国の諸施策が公表されているが、厚岸町としてどのような具体的な対応を考えているのかとのお尋ねについてであります。

まず、自治体の直接雇用についてであります。緊急雇用創出事業では、平成21年度において、道路、河川等の環境整備に臨時作業員4名程度を5カ月間、新たに直接雇用する計画でありますし、これを加えた平成21年度における町全体での臨時職員の雇用は、対前年9名増の197名を当初予算に計上しているところであります。

次に、農・漁業等1次産業への就労転換支援策についてであります。さきの新聞報道にもありましたとおり、最近3カ月間において、全国的には農林水産業の新規就農者数がふえている状況がありますが、全国685人の新規就農者数に対し、道内では7名にとどまっている状況にあります。

厚岸町の現況については、漁業についてはその多くが家族経営で、最盛期における短期的な求人であり、一方、酪農業におきましては、既に長期の臨時雇用者の確保対策として、外国人研修生の受け入れを行っている農家が14戸程度あり、現在17名の研修生が恒常的に雇用されている状況にありますので、失業者や転職者に対して、すぐに就労の場を確保できる環境にないことをご理解願います。

しかし、漁業、酪農業ともに担い手後継者は求められる状況にありますので、農業や漁業で働いた経験がなくても、意欲のある人に対しては、農協や漁協とも連携し、就業に結びつくよう、国の制度活用も含めて対応したいと考えております。

次に、国の第1次及び第2次補正、さらに平成21年度予算案における町発注予定の事業メニュー等についてのお尋ねですが、国の1次補正による地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金については、厚岸町に2,875万2,000円を限度として交付される予定であり、本町では、地域医療確保対策事業として、町立厚岸病院の派遣医師の送迎車両の購入と、地方交付税措置に上乗せをする形で、町独自で支援する医療スタッフの確保にかかわる経費として、病院事業会計への負担金に充当することにしております。

また、第2次補正による地域活性化・生活対策臨時交付金については、さきの大野議員の一般質問の中でも触れましたが、厚岸町には総額で2億4,146万2,000円を限度として交付される見込みであり、この交付金を充当して実施する事業の選択に当たっては、現下の雇用・経済状況に配慮しながら厳選したところであります。

さらに、新年度予算における発注予定の事業についてですが、ご承知のとおり、厳しい町の財政事情にあるものの、公共事業による地域経済の活性化を図るためにも、前年度の当初予算と比較して、投資的経費では3億6,045万8,000円を増額し、事業を執行し

てまいりたいと考えております。

なお、今後発注予定の個別・具体的な事業については、提出を求められております資料をご参照願いたいと思います。

次に、町発注事業で、発注条件を地元、新規採用限定等にする事で、地元雇用に少しでも多く結びつけられないかとのお尋ねであります。地元、新規採用限定とした発注方法をとるとしたら、一般競争入札や公募型指名競争入札といった方法で入札参加者に条件をつけるやり方があります。

しかし、これらの方法では発注までに時間がかかることや、地元業者の受注機会の確保を考えますと、最良な方法ではありません。厳しい経営状況下に置かれている地元業者に地域雇用等の条件を付することは、入札等に参加できないといったことが発生してくると考えられます。

厚岸町としては、指名競争入札または随時契約の方法により、業者選考に当たっては最大限に地元業者の発注機会の確保を図るよう配慮し、早期発注を図った上で地元雇用に結びつけてまいりたいと考えております。

最後に、これら景気・経済の落ち込みから来る影響に対し体制を強化する必要があると思うが、その考えはとのお尋ねであります。就労先の斡旋や採用内定取り消し等への直接対応は、やはりハローワークに頼らざるを得ませんが、毎日送られてくる求人情報などの情報提供や相談については、これまでも受けることにしており、このことは防災行政無線等を通じて周知も行ってきております。

この就労相談を受けるに当たっては、生活資金の調達など当面の生活にかかわる事項についても受ける考えで対応しており、質問者が言われる進学への奨学金や生活保護、納税相談などについても、相談内容に応じて、その業務の担当部局への橋渡しをする考えであります。

自殺防止に向けた対策につきましては、直接的な対応は、その性格上、大変難しいものですが、就労相談等を親身に受けることにより、少しでも抱えた悩みが解消され、間接的な効果も生ずるとの思いを持って、今後も適切な相談業務に当たるよう努めてまいります。

続いて、2点目の廃棄物処理についてであります。まず、ごみの減量と資源化として平成20年度から始めた資源ごみ細分化による減量傾向につきましては、従来の資源ごみ7分別を14分別にふやした結果、1月までの累計で、前年同月比で27.5%増の約560tとなり、一方で不燃ごみは37.5%減の約446t、可燃ごみも5.8%減の約2,976tとなっております。一定のごみ減量効果をもたらしております。

細分別した資源ごみの流通状況であります。3カ月に一度の入札において単価は安くなる傾向にありますが、資源ごみすべてが現在においてもリサイクル等の資源として引き取られており、昨今の経済危機による減量等の一部流通ストップの影響は起きておりません。

リサイクル率の目標設定と達成見込みであります。厚岸町環境基本計画において、平成28年度の定量目標にリサイクル率を30%としております。現在、昨年同月比では3.88ポイント上がって14.06%まで上昇しております。本年度は、主に不燃ごみに含まれていた資源ごみの分別徹底を求めてきましたが、新年度は可燃ごみに含まれる資源ごみの分

別徹底を町民の皆さんにお願いし、リサイクル率の向上に努めていきたいと考えております。

次に、ごみ焼却処理場についてであります。この施設は平成13年度と平成18年度に大規模改修を行い、また、本年度は1号炉内の耐火物全面補修を行い、新年度は残る2号炉についても同様の補修を行う予算案を提出しているところであります。今後の使用見込みについては、施設本体は築31年が経ちますが、鉄骨一部コンクリートづくりであり、基本的にはまだ十分に使用可能と考えています。焼却設備につきましては、31年がたつごみピットや焼却炉、平成13年度に設置したガス冷却塔、平成18年度に設置した排ガス処理施設と、それぞれ設置年度の違いにより耐用年数にばらつきがあり、いつまで使用可能な年数で申し上げるのは難しく、必要に応じて補修を行い、できる限り平成13年度と平成18年度大規模改修時の大口長期借入金の償還が終了する平成28年度までは運転可能な状態を保っていききたいと考えております。

次に、今後のごみ焼却処理の方向性についてであります。補修対応では運転続行が不可能な状態になった場合は、ご質問者が言われるように、単独での改築設置は国の交付金が得られず、また、10億円以上が想定される単独事業でも、設置自体の承認を得るのは極めて困難であります。

本年度まで釧路広域連合に入らなかった東部4町の担当課レベルでさまざまな情報収集と意見交換を行ってまいりました。4町で広域処理するには、それぞれの施設耐用年数にばらつきがあり、また、参考としようとした根室北部4町の広域処理施設は、正式な4町合意から6年間を要して平成19年度に供用開始され、約43億円の建設費と年間約4億円の運転費用を要していることから、新たな広域連合設置による選択肢は困難と考え、新年度からは弟子屈町と浜中町が、それぞれ独自の急を要する事情により、単独処理から釧路広域連合への加入と根室市への委託処理を予定している状況にあります。

厚岸町としては、現在の処理方法が一番経済的にも安価であることから、できる限り現施設の使用を続けることを基本と考えております。しかし、運転継続が困難となった場合には、ごみ処理に余裕があり、広域連合設置時からの経費をさかのぼって求めず、加入時点から負担金算出を行う予定である釧路広域連合への参加も選択肢に、その時点で町民サービスを最大限維持し、経費的にも一番安価な方法を選択することを念頭に進めたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 1番、音喜多議員。

●音喜多議員 まず、今のご答弁にもあったように、私も質問したように、今時の情勢認識ですね、それをまずきちっと受けとめておかなきゃいけないのではないかというふうに思います。

それで、町の考え方というか、その認識は、重大なものであると受けとめておりますということでございます。そのようであれば、大変だろうとか、対岸の火事のような思いでいたんでは、ちょっとまずいんじゃないかなというふうに思うのでありますが、まず、国がこれだけ、大騒ぎといたら失礼かもしれませんが、この問題に対して

の対処の仕方、経済問題を含めて、先ほどから定額給付金の話やら出てますけれども、まずそれは一時的なものであってですね、根本というか、根本からやっぱり、仕事というか、雇用の問題を真剣に考えていかなければという。特に、こういう問題があったからということではなくしてですね、常々、厚岸町としては、それこそ人口を安定化させるというか、産業も安定化させる意味では人口を安定化させる、そういった意味では、この雇用問題というものを真剣に考えていかなければならない問題だろうというふうに思いまして、今時の状況を町は、さほどでないよという答えが出てくるんでないのかなと思っておりましたが、そうではないという点では安心いたしました。

そこでですね、肝心なのは、その認識の上に立っての対策ですよ。1つは、先ほど11番議員さんですか、大野さんが言ってましたように、ちょっと、ほかの町ではですね、全国的には、特に打つ手が早かったように思いますが、種々聞いてみますと、厚岸町は新年度でいいと認識されたようですね。そんなことで、新年度に向けてというか、具体的には、ただ、予算的にはこれは、国の問題があるから受けるけれども、実際にその仕事をするのは新年度からですよ。そして、かれこれという、今日いただきました資料によると、これだけの事業をしたいということでもあります。

担当課としては、これだけの資料をまとめるというのは大変ご苦労さんだと思います。敬意を表しますが、ただ、私が第1回の臨時会の際にでもですね、ちょっとお話しさせていただいたんですけれども、もう既にこの案はあったわけですね。ただそのときは、お金が来てないよというか、国が決まってないから具体的には出せないよということであったわけなんですけれども、私は、それはそれとしてもですね、やはり町民に少しでもその姿勢を見せる意味では、早く公表されたほうがよかったのではないのかなというふうに思うんです。お金は20年度ですし、これを使ってこういうことをするというのを早々と打ち上げてよかったのではないのかなというふうに思うんです。

特に、先ほど質問の中にもお話ししたとおり、1つは年内という、平成20年12月31日までの年内と、それから、新年度来るまで3月末と、そういった、こう分けてですね、やはり小刻みでもいいから仕事を出せなかったのかということなんです、そういう施策を考えられなかったのか。私はそこをちょっと残念だなと思うんです。

きょうの新聞にも出てました、根室ふるさと通信。やはり東京というか都心部、関東、関西含めてですね、出稼ぎに行っていた方々が、仕事がないという。厚岸町にもいたんですよ、実際に。いつもいまどきならば出稼ぎに行くんだけど、ことしはその行き先がないんだというか、ことしはストップかかったんだと。向こうも、ずるいと言ったら失礼ですけども、少しよくなったら連絡するからと、ほかに仕事を求めるわけにもいかないような、そういうつなぎ方をして、実際にはずるずると、3月まで仕事につかない人もいます。そういったことを、やはり町はきちっと認識していたのかなというか、そういう受けとめ方をしてないんでないかなというふうに私としては感じるんですが、もう少しその辺のところは、町はどのように受けとめていたのか、もう一度お伺いしたいと思います。

いろんなメニューありますよね、今回、国の緊急雇用対策で年内に実施するもの、それから、その後3年間かけてやるものだとか、いろんなのあったんですが、うちの町ではどうということが合うのかなというか、当てはまるというか、該当するメニューがある

のかなといろいろ調べてみても、取り組むというか、事業者の姿勢にもよるんでしょうけれども、雇用維持の支援、中小企業の雇用ですね、冬期間の失業だとか、そういうことをなくして事業者が雇えば、100%、あるいは80%、そして訓練をさせると補助しますよと、そういう連携はとれていたのかどうなのか。その辺、まずお聞きしたいと思います。

それから、町内業者の発注、仕事の分担の関係ですね。仕事の量というか、今、厚岸町で考えているのはこれの、出された資料で、仕事の種類と量はこれだけ出てきました。今回、こういった予算措置があったためにこういうことができると私は思うんですね。通常では、これできないというか、自分の自主財源でやるとなったら、こういうことは容易でないと思います。

そういった意味では、労働のワークシェアリングと言われてはいますが、私は、厚岸町内の事業者というか、仕事のワークシェアリングをしたらどうかという思いがあるんですね。これだけの仕事というか、これだけを町内事業者に、例えばですよ、保育所の施設整備事業、これをまとめて1業者にやるのではなくて、それぞれ中小の小さな業者に分散するという。例えば梅香町の公住にしたって、公住の中でも風呂釜の設置や換気扇や流し台の改修等があるわけですね。そういったものを団地ごとに分けて業者に、1業者ではなくて3業者に割り振りするとか、そういったことができないかということがまず1つと、それから、そういう事業者というか、厚岸町に登録されている事業者も、何人かは雇用として抱えている方もいらっしゃると思います。常備雇用というか、建設業関係でしたら。しかし、この1月、3月、あるいは4月まで、そういう仕事が出てくるまで、いわゆる待機というか、失業という形で待機させている方が多いと思います。新年度になれば、仕事を立ち上げるよといったときに、その人方が雇用されるかどうかはわかりませんが、そういった中に、新たな労働者というか手を上げる方がいたならば、ぜひそういう方も含めて、こういった仕事にやっていただけないかというふうに思うのであります。

特にこれは、その業者によってですね、ランク別があると思います。地元と言われる道の仕事や、そういった大手の大きな仕事をする人がこういうところへ入ってきたんでは、小さな中小の地元の業者は、全然、仕事太刀打ちできないわけですから。そういったところは、常に年間幾らかやっているところは遠慮してもらうだとか、そういったことではどうなのか。

それから、もう1つは、大きなことは、丸投げするような業者、そういったことは確認していただきたいというか、いわゆる看板はかけて、それこそ入札参加はするけれども、鉋路やほかから労働部隊を呼んで一気にやる、そんなことをされたんでは、地元雇用というか、地元の仕事、そして町内のお金の回り方も真剣に考えなきゃいけないんじゃないかというふうに私は思うのであります。そういった意味では、そこまで配慮していただければ効果が出てくるだろうと思うんですが、今日の状況ではやはり、その辺も重々考えて発注されたほうがいいのではないのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それから4点目にですね、いろいろと想定されることが書きました。そういう配慮をするということではありますが、厚岸町、今の庁舎を建てるときですね、相談窓口を廃止

したわけですね。相談する窓口はいらないと。で、今に至っているわけですがけれども、今考えると、こういう状況というのは、窓口に来てやはり相談するという、行政に相談するとなれば、やはり、ちょっと、担当者というか、だれが担当で、人目のつかないというか、安心して物事の言えるところがほしいなというふうに、常々ここへ入ってくればわかるんですね。窓口の町民課のほうは、常々通常の仕事はしていますけれども、どこに行ったらいいのかなと。すると、そこから足がとまると思うんですが、その相談室は現在ないし、今これからやるったら大変なことになるわけですがけれども、その相談の、対応するところをもうちょっと充実させていただいて、今、北側にある和室をですね、何らかそういう対応をとれるような方法はとれないのかなと思いますが、いかがでしょうか。

それから何よりも、仕事の検索の関係でございますが、ハローワークに行けということになっておりますし、ハローワークから毎日送られてくるファクスですね。私、商工会に1回行って見たんです、前に私も質問させていただいたことあったから。そうしたら、商工会の事務所の窓口の女の子が首をかしげていたんですね。よくよく説明して、ああ、そういえばという感じだったんですね。

そんなことを考えてみて、こうして、こういう状況のときに、今は、まあ、手前みそですがけれども、通信手段は進んでいるわけですね。釧路のハローワークに私も行ってみました。あの検索くんというか、あれを光ファイバーでこっちの庁舎に持ってこれないかと。1、2台、ここで、要は回線つなげばいいわけですから、素人的に考えれば。わざわざ釧路行かなくても、こういう情勢の中では国に働きかける必要もあるのではないかと。そうすれば、女の人でも釧路までわざわざ行かなくても、あるいは自分のそういった仕事を探し出せるのではないかと、そのように考えるんですが、そういったことをですね、相談できないかというか、厚岸町は腰を、重い腰と言ったら怒られますけれども、そういったことまで考えてみられないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

ごみの問題については、あとでまたお尋ねします。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げます。

まず、この緊急対策、緊急の雇用創出事業の関係ですがけれども、これは新年度の予算の中に位置づけさせていただくということは先ほども申しましたとおりでございますし、それから、国の第2次補正の関係でございます交付金事業、これらについても、今定例会の中の会期において、補正予算でこれらの示した事業の予算は計上させていただくということでございます。

これは、以前にも申しましたけれども、国の2次補正は通ったんですが、財源関連法案が、成立がまだされていない。それを、厚岸町の場合は、それができなければこれも事業が執行できないというのはご承知いただいていると思いますけれども、そういったような部分を踏まえまして、そういう予算等の出し方を選択させていただいたということでございます。

ですから、決してこの事業がですね、今言った緊急雇用創出事業、それから2次補正

に伴います交付金事業、他町と比べましておくれるというような認識ではおりません。緊急雇用創出事業については、基本的には新年度からになります。ただ、特例的な取り扱いとして、既に今年度着手した部分についても含めていっていいでしょう、こういうような扱いになっておりまして、それも事後での出てきたお話でございます。そういうような部分の中で取り組んできているということでございますので、その辺の厚岸町の取り組みについてはご理解をいただきたいなど。決してこの制度をおくらせて取り組むという形ではないということをご理解をいただきたいと思っております。

それから、町独自の事業の取り組みの考え方でございますけれども、先ほど11番、大野議員の一般質問の中にもありましたけれども、この緊急の冬季の中で、そういった事業を選択しながらいくというのは非常に難しかった、そういうような事情があるということでご理解をいただきたいというふうに思いますし、こういった事業をもって、今後の厚岸町の、いわゆる地元の企業を、力をつけていただくということで、間接的には雇用の場の確保、創出というような部分につながってくるだろうという思いでございますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

それから、助成制度、いわゆる企業において従業員を冬期間確保しておくためのいろいろな助成制度、これはございます。これの関係の、いわゆる企業への周知等々についてのお話が出ておりましたけれども、既にご案内のように、釧路管内では、通年雇用の促進を図るといようなことで、従来の冬期講習だとかという国の制度、これのやっていく受け皿といたしまして、通年雇用促進支援協議会というのがつくられてございます。

ここでの仕事というのは、まさに、各企業における従業員の通年雇用化を図っているというような部分を持ってしまして、そういった、いわゆる休業させながらも確保していくという助成制度である、そういうような部分の制度等も踏まえながら、企業回り、あるいは周知等行っております。そういった企業訪問であるとか、そういったような形の中では、町のほうと連携とりながら一緒に行くとか、あるいは情報をもらうだとか、こちらのほうから情報を提供するとか、こういうようなことで進んできてございます。ただ、なかなかそれをすぐ持って、事業の中でその助成制度を利用しながらやっていくかというのはちょっと別問題ですけれども、そういったような制度の周知というような部分は図ってきているつもりでございます。

それから、公共事業、町発注事業の関係につきましては、建設課長のほうから後ほどしていただきたいと思っておりますけれども、いわゆるハローワークでの情報、こういったものがオンラインの形の中で、ここですぐ検索できないかという部分、この辺につきましては、私どももですね、そのようなことができれば、よりスムーズといいましようか、検索がしやすいんであろうなというふうに思っております。

実は、私もホームページなどで、インターネットで、家庭でこう、探せるかというようなことでやってるんですが、なかなか、非常にこう、難しいという状況があります。なかなか自分の思ったようなデータにたどり着けないというような部分もございまして、この辺につきましては、ハローワーク等々の会議、そういうような機会を通じながら提言を申し上げていきたい、このように思っております。

それから、もう1点の、相談体制の関係でございますけれども、これは町長からの1回目の答弁の中にもありましたように、私ども今回ということじゃなくて、いわゆるそ

ういう、労働者のいろいろな相談窓口というような部分はまちづくり推進課のほうで持っています。そういった中では、来ました内容に応じまして、先ほど言いましたように、そこで相談を受けるのが、内容によってはいいのかどうかというような部分も、やはり判断をしていかなきゃならないなというふうに思っております。いわゆる1カ所の相談窓口といいますか、いわゆる相談室のような、密閉されたようなところでやる方がいいのかどうかというような部分もございますし、逆にオープンになっているほうが、いわゆる相談しやすい、そういうところに入ること自体が逆に入りづらいという方も中にはいらっしゃいます。その辺の相談体制というのは非常に難しいのかなというふうに思いますが、そういった思いで来られているというような認識の中でですね、やはりその方の相談を受ける一番適当な場所に、それぞれご案内をしながらやっていくという形のほうがよろしいのではないかと、現在はそういう思いで対応をしてくているところでございます。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 私からは、公共工事の町内業者の発注をより分散させられないかというご質問でございます。これは、地域活性化生活対策臨時交付金事業についてお答えしたいと思います。

私どもも、この公共工事の発注につきましては、広く行き渡るように、できる限り分散させる方法で、発注する方法で考えてございます。この中で、先ほど質問者もおっしゃいましたけれども、例えば町営住宅施設整備事業がございます。今これでは、資料に配りましたのは、1、2、3、4、5件ほどというような項目に分かれておりますけれども、さらにこれを分散させて発注したいというふうに考えてございます。それと、そのちょっと、すぐ上でございますけれども、町有施設解体整備事業、これは1項目となっておりますけれども、発注に当たりましては、これも分散させて、8件程度ぐらいには分かれるのかなというふうには考えてございます。

総体、この地域活性化生活対策臨時交付金事業におけます公共工事に関するものに関しましては、今想定できるのは大体31件程度の発注件数にはなるのではないかとというふうに考えてはございます。この中でも特に建築に絡むような工事が多くございまして、現在、建設課以外の技術者においても応援体制を組んで、早期発注に向けて準備を進めているところでございます。

ただしかし、地元の業者の中でも規模の小さな業者ですと、技術者が少ないということもございまして、これを一挙に発注しましても、受注できないといった業者も出てくることも考えられますので、こうしたバランスを見ながら発注することも必要であるというふうに考えてございます。

それから、丸投げするような業者は遠慮してもらいたいということもございますけれども、町が、例えば指名競争入札といったものを行う場合には、当然、町のほうに入札参加資格申請のあったものから選定をしていくことになろうかと思いますが、建設業法では、すべて一括下請け、全面下請けするのは禁止されております。ただ、業者的には、業種の内容によっては、大抵、土木工事、建築工事、いろんな工種が入った場合にはで

すね、下請等がどうしても必要となってくる部分がございます。ですから、そういったものを見ながら工事を発注していきたい。今回、こういった分散させることによりまして、かなり金額的には小規模な業者さんのほうに発注をする方向とはなってくるものというふうに考えてございます。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 1 番、音喜多議員。

●音喜多議員 まず、今、建設課長が言われた問題については重々わかりました。細心の配慮をしていただきたいと、そういう、今、議論してきた経緯の中で、そういう情勢にあるということの認識であればですね、ぜひ地元雇用、そしてまた町内の経済効果というか、そういったことも考慮していただいて、発注いただければなというふうに思います。そうしたことが、政府の考えているように、お金を生かして使えるというか、そういうことになるんだろうと私は思います。

あと、相談事ですね。こういうこと、なければ一番いいんです。そういう想定されるようなことが全くなければいいんですが、中にはやっぱり出てくるというか、話しても先ほどの、いや、ことし出稼ぎに行く予定だったものがということになると、その後の影響というかね、家庭があるとやっぱり、そういった問題に発展してくるわけですよ。自分遊んでいるけれども、奥さんならば加工屋で働けるかなと。自分は加工屋ではちょっと働くのはと、そういうジョークというか、それは男にとってはつらい身だと思っすよね。自分が働きに行かないで、おっかちゃん稼ぎに出すかなって。それだったら、おっかちゃん、ここには加工屋、でも、加工屋さんだってそう簡単には、それこそなれない仕事だっらないわけですからね。そうすると、その人の生活というか、起きてから寝るまでのことを、家庭のことを考えると、いろんな影響度というか、そういった問題が出てくるわけですね。

そういうことを考えた場合にはやはり、この対策というか、人ごとではないなというふうに感じるものですから。しからば、じゃあどこにということになると、結果的には行政に相談するというか、そういうことになるのかと思うけれども、起きてからでは、ちょっと、悲しい目に遭っちゃいますから、そんなことないよと願って、行政で手助けできるものはいったらば、例として書かれた部分、それ以外のものいっぱいあると思いますけれども、その辺重々ご配慮いただきたいということでございます。

そして、この雇用の中で一番、私はちょっと問題というか、もうちょっと考え方をです、きちっと受けとめていただきたいなというふうに思っているのは、いろんなメニューを出されたけれども、本当にそういう真剣に考えるならば、もっと早く手を、こういう手というか、こういう仕事をするとか、そういったことを常々考えておけば、ああいうふうに騒がれた時点で、これは厚岸町にも影響出てくるなど。国がそういうふうにお金をつけて対策打つということは、地方にも回ってくるなど。そうすると、前にお聞きしたけれども、厚岸町には自己資金がないからとか、そういう季節的に合わないからと言っているのは、やろうとする気持ちはわかるけれども、一歩積極性が足りないような気がするんですよ。そんなこと言ったら怒られるかもしれないけれども、私としては

そんな気がしてなりませんので、今回は、これとしてもですね、先ほども言っていたとおり、けさのマスコミも言っているとおり、この問題は結構尾を引くという、長期間になりそうだと、この日本の経済がこれから脱出するということは。そういったことでは、もう二度、三度また言わなくてもいいようにですね、対応をぜひ考えていただきたいというふうに思いますが、その点はいかがでしょう。

時間がなくなりました、私も。

それで、ごみの関係について、廃棄物について、ちょっとお伺いしたいと思います。

かなり努力されているというふうに私は思います。そういった意味では、もつともつと一生懸命これからもというか、誠意努力していただきたいなと思います。厚岸町はそういった意味では、自然環境というか、そういう生産手段含めてですね、この環境問題には力を入れなきゃいけないわけですから、ぜひ、平成28年度までに30%をクリアするという、それは大変な苦勞だと思いますので、毎年、毎年、それをクリアする心構えを持って仕事に当たっていただきたいなというふうに思います。

それから、2点目、3点目、一緒にするようなことになるんですが、これだけの期間、まだ焼却炉、もつと言いますけれども、その裏には、自分のところがだめになったら、周りを見たらだれもいなくて、私どもも、最終的には釧路に持っていかなきゃならないということになるのかもしれないですね。当初、私どもも、ごみのこの問題、釧路の連合でつくる時点では、さかのぼって、負担金ですか、それをもらうという話をされていましたが、今回この答弁の中では、加入した時点からということのようですので、そういった点では、3年前に発足した当時からにさかのぼって、10年先になるかということになる、その当時はそういう思いがしました。ですが、この答弁書にもあるとおり、加入した当時というか、加盟した時点からということのようですが、どうなのかなというのは、これは推移を見なきゃいけないんだろうけれども、やはり、ただではないわけですからね。そういった点では、やはり、気が抜けないというか、やっていかんきゃならないというふうに思いますが、その辺のところ、改めてお答えいただければと思います。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答えさせていただきたいと思います。

確かに緊急雇用という部分の形からいきますとですね、先ほどもお答えしていましたように、まず1つは、すべて町の直接雇用という受け皿にはなり得ないということは重々ご理解いただいているというふうに思います。

それで、やはりこういった事業をやる部分については、何でもかんでもということにも、もちろんなりません。公共性の部分であるとか、やはり一方では効率性の部分なんかもやはり考えながらやっていかなければならないという中で、今、冬期間において、全くやっていないかという、臨時の方ももちろん雇用しながら行っている事業というのもございます。この1月から3月に向けて、臨時職員も使いながら、町の仕事というのは当然あります。そういった形ももちろん、例年によって続けていかなければならない、必要であります。

そういった形の中で、さらにこの冬期間の中で、こういった仕事があるかということも、実は私どもも考えました。でも、先ほど言いましたように、ほかの町村ではそういったボリュームの部分が残っていたと、仕事が残っていた。厚岸の場合はそういう部分に手をつけていたというような事情だとか、そういうようなもろもろのことがありまして、その中で特にこれはというものが見出せなかったということでございます。

ただ、おっしゃるように、雇用創出事業というのはこれからの、新年度からの事業になります。それから、2次補正での対策交付金、これも、今決まったということでございます。これも実際の事業は、考えてみたら新年度にならざるを得ないということでございますので、これらは国のほうで出している施策に沿ってどんどん進めてまいりたいというふうに思いますし、それから厚岸町単独でも、町長の答弁の中にもありましたように、普通建設事業、ボリュームを上げております。そういった中で雇用対策にもつなげていきたいという考えでおりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 資源化の問題でございますが、トータル的には現在14.1%まで上がっているというのは答弁したとおりでございますが、月ごとの状況を見ますと、毎月、その率上がっております。現在、1月時点で押さえているのは、15.4%まで上がっているということですから、あと2月、3月を足すとですね、これは平均値はまた上がるんだろうというふうに考えています。来年度につきましては、さらに燃えるごみの中に含まれている部分もお願いして、対応してまいりたいと思います。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後4時54分休憩

午後4時55分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

時間になりましたので、これで答弁は打ち切らせていただきます。

以上で音喜多議員の一般質問を終わります。

●議長（南谷議員） 本日の会議はこの程度にとどめ、あすに延会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、あすに延会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 4 時56分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成 2 1 年 3 月 5 日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員